

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書
補足説明資料

令和2年10月
四国電力株式会社

伊方発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS(70)-01 (r8)
提出年月日	令和2年10月6日

伊方発電所
保安規定審査基準の要求事項と
保安規定各条文との対応について

令和2年10月
四国電力株式会社

目 次

- 1 保安規定審査基準の要求事項と保安規定各条文との対応

1. 保安規定審査基準の要求事項と保安規定各条文との対応

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下、「実用炉規則」という。）ならびに「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」（以下、「保安規定審査基準」という。）の要求事項に対する、保安規定各条文の対応を示す。

※ 第1編は3号炉のみの規定となることから、「（3号炉）」や「3号炉について」などの3号炉施設を特定する表現について不要となることより、「（3号炉）」や「3号炉について」の記載を削除する。本資料では、これらを『「3号炉」記載の削除』とまとめる。

伊方発電所原子炉施設保安規定変更の概要（第1編）

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要	
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令および保安規定の遵守			
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。					
実用炉規則第92条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有	削除又は変更する条文番号を反映。 社内規定名の変更。	
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。					
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。					
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。					
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織			
		第5条	保安に関する職務			
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織			
		第5条	保安に関する職務	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。 当直長の定義の明確化。	
実用炉規則第92条第1項第4号、5号、6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第8条	原子炉主任技術者の選任			
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行	第6条	原子力発電安全委員会			
		第7条	伊方発電所安全運営委員会	有	原子炉主任技術者等の3号炉の職務者が、廃止措置の工事内容により運転プラントに影響しないことを確認するよう、審議事項に1,2号炉の廃止措置工事が3号炉の機能に影響を与えないことの確認を追加。	

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
	う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。織上の位置付けがなされていること。				「3号炉」記載の削除。
		第8条	原子炉主任技術者の選任		
		第9条	原子炉主任技術者の職務等	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
	3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第8条	原子炉主任技術者の選任		
	4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第8条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任		
		第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等		
5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第9条	原子炉主任技術者の職務等			
	第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等			
実用炉規則第92条第1項第7号 【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。	第130条	所員への保安教育	有	1,2号炉の運転員と3号炉の運転員の配置変更等を適時行えるよう、運転員の教育対象者は1号炉、2号炉及び3号炉の運転員であることを明確化。
		第131条	協力会社従業員への保安教育		
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第130条	所員への保安教育	有	1,2号炉の運転員と3号炉の運転員の配置変更等を適時行えるよう、運転員の教育対象者は1号炉、2号炉及び3号炉の運転員であることを明確化。
		第131条	協力会社従業員への保安教育		
	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第130条	所員への保安教育	有	1,2号炉の運転員と3号炉の運転員の配置変更等を適時行えるよう、運転員の教育対象者は1号炉、2号炉及び3号炉の運転員であることを明確化。
		第131条	協力会社従業員への保安教育		
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第131条	協力会社従業員への保安教育		
		第130条	所員への保安教育	有	1,2号炉の運転員と3号炉の運転員の配置変更等を適時行えるよう、運転員の教育対象者は1号炉、2号炉及び3号炉の運転員であることを明確化。
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第130条	所員への保安教育	有	1,2号炉の運転員と3号炉の運転員の配置変更等を適時行えるよう、運転員の教育対象者は1号炉、2号炉及び3号炉の運転員であることを明確化。
		第131条	協力会社従業員への保安教育		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】		第11条	構成および定義		
		第18条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	有	「3号炉」記載の削除。
	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第12条	運転員等の確保	有	2号炉に係る事項を削除し、第212条に追加。 「3号炉」記載の削除。
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第14条	運転管理に関する内規の作成	有	「3号炉」記載の削除。
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第15条	引継	有	1,2号炉の当直長が1,2,3号共用設備の巡視点検等の引継を実施できるよう記載を追加。
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第16条	原子炉起動前の確認事項		
	5. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第17条	火災発生時の体制の整備	有	「3号炉」記載の削除。
		第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備(3号炉)	有	「3号炉」記載の削除。
		第17条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備(3号炉)	有	「3号炉」記載の削除。
		第17条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備(3号炉)	有	「3号炉」記載の削除。
		第17条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備(3号炉)	有	「3号炉」記載の削除。
		第17条の4	資機材等の整備(3号炉)	有	「3号炉」記載の削除。
		第17条の5	重大事故等発生時の体制の整備(3号炉)	有	「3号炉」記載の削除。
		第17条の7	地震・火災等発生時の措置(2号炉)	有 (削除)	2号炉に係る事項であり条文削除し、第217条の2に規定。
		添付2	火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準	有	1,2号炉の当直長が1,2,3号共用設備の巡視を実施できるよう記載を追加。 「3号炉」記載の削除。
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準		
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第18条	水質管理		
	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)等について、運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)、LCOを逸脱していないことの確認(以下「サーベイランス」という。)の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置(以下単に「要求される措置」という。)並びに要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第19条	停止余裕		
		第20条	臨界ボロン濃度		
		第21条	減速材温度係数	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第22条	制御棒動作機能	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第23条	制御棒の挿入限界		
		第24条	制御棒位置指示		
第25条		炉物理検査－モード1			
第26条		炉物理検査－モード2			
第27条		化学体積制御系(ほう酸濃縮機能)	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。	
第28条		原子炉熱出力	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。	
第29条		熱流束熱水路係数($F_{q(Z)}$)	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。	
第30条		核的エンタルピ上昇熱水路係数($F_{\Delta H}$)	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。	
第31条		軸方向中性子束出力偏差			
第32条	1/4炉心出力偏差				
第33条	計測および制御設備	有	2号炉に係る事項を削除。		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 改正)		保安規定条文	変更有無	変更概要
				「3号炉」記載の削除。
		第34条 DNB比	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第35条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第36条 1次冷却系－モード3－	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第37条 1次冷却系－モード4－	有	「3号炉」記載の削除。
		第38条 1次冷却系－モード5(1次冷却系満水)－	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第39条 1次冷却系－モード5(1次冷却系非満水)－	有	「3号炉」記載の削除。
		第40条 1次冷却系－モード6(キャピティ高水位)－	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第41条 1次冷却系－モード6(キャピティ低水位)－	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第42条 加圧器	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第43条 加圧器安全弁	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第44条 加圧器逃がし弁	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第45条 低温過加圧防護		
		第46条 1次冷却材漏えい率		
		第47条 蒸気発生器細管漏えい監視	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。 3号炉設備名に変更。
		第48条 余熱除去系への漏えい監視		
		第49条 1次冷却材中のよう素131濃度	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第50条 蓄圧タンク	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第51条 非常用炉心冷却系－モード1,2および3－	有	2号炉に係る事項を削除。 ・自動作動弁の模擬信号による作動確認は2号炉に係る事項により削除 「3号炉」記載の削除。
		第52条 非常用炉心冷却系－モード4－	有	「3号炉」記載の削除。
		第53条 燃料取替用水タンク	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第54条 ほう酸注入タンク	有(削除)	2号炉に係る事項であり条文削除。
		第55条 原子炉格納容器	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第56条 原子炉格納容器真空逃がし系	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第57条 原子炉格納容器スプレイ系	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。 3号炉名称に変更。
		第58条 アンユラス空気浄化系	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第59条 アンユラス	有	2号炉に係る事項を削除。
		第60条 主蒸気安全弁	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第61条 主蒸気隔離弁	有	「3号炉」記載の削除。
		第62条 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁		
		第63条 主蒸気逃がし弁	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第64条 補助給水系	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
		第65条 補助給水タンク	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。 3号炉設備名に変更。
		第66条 原子炉補機冷却水系	有	「3号炉」記載の削除
		第67条 原子炉補機冷却海水系	有	2号炉に係る事項を削除。 ・自動作動弁の作動確認は2号炉に係る事項により削除 「3号炉」記載の削除。

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
		第 68 条	制御用空気系	有	2 号炉に係る事項を削除。 「3 号炉」記載の削除。
		第 69 条	中央制御室非常用循環系	有	2 号炉に係る事項を削除。 ・中央制御室あたりは、1号及び2号で1つの中央制御室の設備構成であることによる記載であり2号炉に係る記載により削除 「3 号炉」記載の削除。
		第 70 条	安全補機室空気浄化系	有	2 号炉に係る事項を削除。 「3 号炉」記載の削除。
		第 71 条	燃料取扱建屋空気浄化系	有	「3 号炉」記載の削除。
		第 72 条	外部電源(2号炉) ーモード1, 2, 3および4ー	有 (削除)	2 号炉に係る事項であり条文削除。
		第 72 条の2	外部電源(2号炉) ーモード5, 6および照射済燃料移動中ー	有 (削除)	2 号炉に係る事項であり条文削除。
		第 72 条の3	外部電源(3号炉)	有	「3 号炉」記載の削除。 第 74 条の規定と整合するよう記載一部追加。
		第 73 条	ディーゼル発電機 ーモード1, 2, 3および4ー	有	2 号炉に係る事項を削除。 「3 号炉」記載の削除。
		第 74 条	ディーゼル発電機 ーモード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間ー	有	2 号炉に係る事項を削除。 「3 号炉」記載の削除。
		第 75 条	ディーゼル発電機の燃料油, 潤滑油および始動用空気	有	2 号炉に係る事項を削除。 「3 号炉」記載の削除。
		第 76 条	非常用直流電源 ーモード1, 2, 3および4ー	有	「3 号炉」記載の削除。 3 号炉設備名に変更。
		第 77 条	非常用直流電源 ーモード5, 6および照射済燃料移動中ー	有	「3 号炉」記載の削除。 3 号炉設備名に変更。
		第 78 条	所内非常用母線 ーモード1, 2, 3および4ー	有	2 号炉に係る事項を削除。 「3 号炉」記載の削除。
		第 79 条	所内非常用母線 ーモード5, 6および照射済燃料移動中ー		
		第 80 条	1 次冷却材中のほう素濃度 ーモード6ー	有	2 号炉に係る事項を削除。 「3 号炉」記載の削除。
		第 81 条	原子炉キャビティ水位	有	2 号炉に係る事項を削除。 「3 号炉」記載の削除。
		第 82 条	原子炉格納容器貫通部(2号炉) ー燃料移動中ー	有 (削除)	2 号炉に係る事項であり条文削除。
		第 82 条の2	原子炉格納容器貫通部(3号炉) ーモード5および6ー	有	「3 号炉」記載の削除。
		第 83 条	使用済燃料ピットの水位および水温	有	2 号炉に係る事項を削除。 「3 号炉」記載の削除。
		第 84 条	重大事故等対処設備(3号炉)	有	「3 号炉」記載の削除。
		第 85 条	1 次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	有	2 号炉に係る事項を削除。 「3 号炉」記載の削除。
		第 85 条の2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	有	2 号炉に係る事項を削除。 「3 号炉」記載の削除。
	8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第 86 条	運転上の制限の確認		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第 87 条	運転上の制限を満足しない場合			
	10. LCO に係る記録の作成について定められていること。	第 89 条	運転上の制限に関する記録		
		第 12 条の2	運転管理業務		
	11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第 17 条の8	電源機能喪失時の体制の整備(2号炉)	有 (削除)	2号炉に係る事項であり条文削除し、第217条の3に規定。
		第 90 条	異常時の基本的な対応	有	「3号炉」記載の削除。
		第 91 条	異常時の措置	有	「3号炉」記載の削除。
		第 92 条	異常収束後の措置	有	2号炉に係る条文の削除を反映。
添付1	異常時の運転操作基準(第91条関連)	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。		
12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率的リスク評価(PRA: Probabilistic Risk Assessment)等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第 88 条	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	有	「3号炉」記載の削除。	
実用炉規則第92条第1項第8号ニ 【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第 11 条の2	原子炉の運転期間	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第 96 条	燃料の取替等		
	3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。)が添付されていること。		[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]		
	4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。		[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]		
	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。		[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]		
	6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。		[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。		[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]		
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。		[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]		
実用炉規則第92条第1項第8号ホ 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子力発電安全委員会	有	原子炉主任技術者等の3号炉の職務者が、廃止措置の工事内容により運転プラントに影響しないことを確認するよう、審議事項に1,2号炉の廃止措置工事が3号炉の機能に影響を与えないことの確認を追加。 「3号炉」記載の削除。
		第7条	伊方発電所安全運営委員会		
実用炉規則第92条第1項第9号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第104条	管理区域の設定・解除		
		添付4	管理区域図(第104条および第105条関連)		
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第105条	管理区域内における区域区分		
		添付4	管理区域図(第104条および第105条関連)		
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第106条	管理区域内における特別措置		
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第107条	管理区域への出入管理		
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第107条	管理区域への出入管理		
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第108条	管理区域出入者の遵守事項		
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第115条	管理区域外等への搬出および運搬		
	8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第109条	保全区域		
		添付5	保全区域図(第109条関連)		
	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第110条	周辺監視区域		
10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第117条	協力会社の放射線防護			
	第118条	頻度の定義			
実用炉規則第92条第1項第10号 【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第100条	放射性液体廃棄物の管理	有	放出管理目標値を廃止措置計画申請書記載のとおり変更。2号炉の試料採取箇所を削除し、3号炉の試料採取箇所とする。試料採取箇所は添付資料-2参照。
		第101条	放射性気体廃棄物の管理	有	放出管理目標値を廃止措置計画申請書記載のとおり変更。

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
		第 102 条	放出管理用計測器の管理	有	2号炉の計測器数を削除。
		第 119 条	施設管理計画	有	2号炉に係る事項を削除し、第319条に規定。 「3号炉」記載の削除。
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。		[1. の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]		
実用炉規則第 92 条第 1 項第 11 号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。	第 111 条	線量の評価		
	2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第 2 条	基本方針		
		第 103 条の2	放射線管理に係る基本方針		
	3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 112 条	床・壁等の除染		
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第 113 条	外部放射線に係る線量当量率等の測定		
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 115 条	管理区域外等への搬出および運搬		
	6. 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 115 条	管理区域外等への搬出および運搬		
		第 116 条	発電所外への運搬		
	7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。			[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	
	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 99 条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理		
9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第 112 条	床・壁等の除染			
実用炉規則第 92 条第 1 項第 12 号	1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量	第 114 条	放射線計測器類の管理	有	2号炉の計測器数を削除。

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。	第 84 条	重大事故等対処設備 (3号炉) 表 84-18 監視測定設備		
	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていること。	第 119 条	施設管理計画	有	2 号炉に係る事項を削除し、第 319 条に規定。 「3 号炉」記載の削除。
実用炉規則第 92 条第 1 項第 13 号 【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第 93 条	新燃料の運搬	有	2 号炉に係る事項を削除し、第 293 条に規定。 「3 号炉」記載の削除。
		第 94 条	新燃料の貯蔵	有	2 号炉に係る事項を削除し、第 294 条に規定。 「3 号炉」記載の削除。
		第 97 条	使用済燃料の貯蔵	有	2 号炉に係る事項を削除し、第 297 条に規定。表 97 の内容は本文にも規定され重複していることから削除。 「3 号炉」記載の削除。
		第 97 条の 2	使用済燃料ピットの管理(3号炉)	有	「3 号炉」記載の削除。
		第 98 条	使用済燃料の運搬		
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関するものが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていること。	第 93 条	新燃料の運搬	有	2 号炉に係る事項を削除し、第 293 条に規定。 「3 号炉」記載の削除。
		第 98 条	使用済燃料の運搬		
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして定められている項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第 96 条	燃料の取替等	有	2 号炉に係る事項を削除。 「3 号炉」記載の削除。
		第 99 条	放射性固体廃棄物の管理	有	2 号炉に係る事項を削除し、第 299 条に規定。 蒸気発生器取替、炉内構造物の取替は 2 号で実施した工事であることから削除。 「3 号炉」記載の削除。
	実用炉規則第 92 条第 1 項第 14 号 【放射性廃棄物の廃棄】	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。	第 99 条	放射性固体廃棄物の管理	有
第 99 条の 4			輸入廃棄物の確認		
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていること。		第 99 条	放射性固体廃棄物の管理	有	2 号炉に係る事項を削除し、第 299 条に規定。 蒸気発生器取替、炉内構造物の取替は 2 号で実施した工事であることから削除。 「3 号炉」記載の削除。
		第 100 条	放射性液体廃棄物の管理	有	放出管理目標値を廃止措置計画申請書記載のとおり変更。2 号炉の試料採取箇所を削除し、3 号炉の試料採取箇所とする。試料採取箇所は添付資料- 2 参照。

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第101条	放射性気体廃棄物の管理	有	放出管理目標値を廃止措置計画申請書記載のとおり変更。
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	第113条の2	平常時の環境放射線モニタリング		
	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第2条	基本方針		
		第98条の2	放射性廃棄物管理に係る基本方針		
		第99条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認		
	第103条	頻度の定義			
実用炉規則第92条第1項第15号 【非常の場合に講ずべき措置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第120条	原子力防災組織		
		第121条	原子力防災要員		
		第122条	原子力防災資機材等の整備		
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第122条	原子力防災資機材等の整備		
		第123条	通報経路		
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第125条	通報		
		第120条	原子力防災組織		
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第126条	非常体制の発令		
		第127条	応急措置		
		第128条	緊急時における活動		
	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に対する影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第121条の2	緊急作業従事者の選定	有	2号炉に係る条文の削除を反映。
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第128条の2	緊急作業従事者の線量管理等		
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第129条	非常体制の解除			
9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第124条	原子力防災訓練			

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
実用炉規則第92条第1項第16号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	第17条	火災発生時の体制の整備	有	「3号炉」記載の削除。
		第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備(3号炉)	有	「3号炉」記載の削除。
		第17条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備(3号炉)	有	「3号炉」記載の削除。
		第17条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備(3号炉)	有	「3号炉」記載の削除。
		第17条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備(3号炉)	有	「3号炉」記載の削除。
		第17条の5	重大事故等発生時の体制の整備(3号炉)	有	「3号炉」記載の削除。
		第17条の6	大規模損壊発生時の体制の整備(3号炉)	有	「3号炉」記載の削除。
		添付2	火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準	有	1,2号炉の当直長が1,2,3号共用設備の巡視を実施できるよう記載を追加。 「3号炉」記載の削除。
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準		
		イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第17条	火災発生時の体制の整備	有
添付2	火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準		有	1,2号炉の当直長が1,2,3号共用設備の巡視を実施できるよう記載を追加。 「3号炉」記載の削除。	
ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。) ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	第17条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備(3号炉)	有	「3号炉」記載の削除。	
	添付2	火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準	有	条文番号の変更を反映。	
ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。) ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ⑤ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策(上記①から④までの対策に関することを含む。)に関すること。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。	第17条の5	重大事故等発生時の体制の整備(3号炉)	有	「3号炉」記載の削除。	
	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準	有	「3号炉」記載の削除。	

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。) ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 ⑥ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。	第17条の6	大規模損壊発生時の体制の整備(3号炉)	有	「3号炉」記載の削除。	
	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準			
	(2)(1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。	—	[以下参照]		
	イ 重大事故等発生時 ① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 ② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。 ③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等(②に関するものを除く。)については記載を要しない。	—	[特定重大事故等対処施設に係る審査基準改正(R1.10.2)であり、経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]		
	ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。	—	[特定重大事故等対処施設に係る審査基準改正(R1.10.2)であり、経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]		
	(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。	[(1)に同じ]	[(1)に同じ]		
	(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	第17条 第17条の2 第17条の2の2 第17条の3 第17条の3の2 第17条の4	火災発生時の体制の整備 内部溢水発生時の体制の整備(3号炉) 火山影響等発生時の体制の整備(3号炉) その他自然災害発生時等の体制の整備(3号炉) 有毒ガス発生時の体制の整備(3号炉) 資機材等の整備(3号炉)		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
		第17条の5	重大事故等発生時の体制の整備(3号炉)		
		第17条の6	大規模損壊発生時の体制の整備(3号炉)		
		添付2	火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準		
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準		
	(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	[(1),(4)に同じ]	[(1),(4)に同じ]		
	2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	—	[特定重大事故等対処施設に係る審査基準改正(R1.10.2)であり、経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]		
実用炉規則第92条第1項第17号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第132条	記録	有	2号炉に係る事項を削除し、第332条に規定。 「3号炉」記載の削除。
	2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。				
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第133条	報告		
	4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。				
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。				
実用炉規則第92条第1項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	第13条	巡視点検	有	1,2号炉の当直長が1,2,3号共用設備の巡視点検を実施できるよう記載を追加。現状の各当直長の巡視範囲は添付資料-1を参照。
		第119条	施設管理計画	有	2号炉に係る事項を削除し、第319条に規定。 「3号炉」記載の削除。
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に行うことが定められていること。	第119条の4	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	有	2号炉に係る事項を削除。 「3号炉」記載の削除。
	3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	添付6	長期施設管理方針(第119条の3関連)	有 (削除)	2号炉に係る長期施設管理方針であり削除。

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有無	変更概要
	4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。		[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]		
	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。		[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]		
	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第119条の2	使用前事業者検査の実施		
		第119条の3	定期事業者検査の実施		
7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第95条	燃料の検査			
実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第119条	施設管理計画		
実用炉規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画		
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。				
実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条	目的	有	2号炉に係る事項を削除。
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。				

伊方発電所原子炉施設保安規定変更の概要（第2編）

保安規定審査基準 (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有 無	変更概要	
実用炉規則第92条第3項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第202条の2	関係法令および保安規定の遵守			
	2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。					
実用炉規則第92条第3項第2号 【品質マネジメントシステム】	1) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしておるとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第203条	品質マネジメントシステム計画			
	2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。					
実用炉規則第92条第3項第3号 【廃止措置に係る品質マネジメントシステム】	前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第203条	品質マネジメントシステム計画			
実用炉規則第92条第3項第4号 【廃止措置を行う者の職務及び組織】	1) 本店(本部)及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第204条	保安に関する組織			
		第205条	保安に関する職務	有	当直長の定義の明確化。	
	2) 会議体に関すること 会議体を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。	第206条	原子力発電安全委員会			
		第207条	伊方発電所安全運営委員会			

保安規定審査基準 (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)	保安規定条文	変更有 無	変更概要				
<p>2) 廃止措置主任者の選任に関すること 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。</p> <p>i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること</p> <p>廃止措置主任者は、原子炉設置者(社長、理事長等)の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。</p> <p>ii. 廃止措置主任者の職務に関すること</p> <p>a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p> <p>iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重</p> <p>a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>iv. 廃止措置主任者を補佐する組織</p> <p>廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。</p> <p>この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。</p> <p>v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置</p> <p>廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。</p> <p>なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。</p>	<p>第 208 条</p> <p>廃止措置主任者の選任</p>						
<p>表1 廃止措置主任者の選任要件</p> <table border="1" data-bbox="384 1877 683 2011"> <tr> <td>廃止措置対象施設に核燃料物 質が存在する場合</td> <td>以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者</td> </tr> <tr> <td>廃止措置対象施設に核燃料物 質が存在しない場合</td> <td>以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者</td> </tr> </table>	廃止措置対象施設に核燃料物 質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者	廃止措置対象施設に核燃料物 質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者	<p>第 209 条</p> <p>廃止措置主任者の職務等 [廃止措置主任者を補佐する組織は設けていないため保安規定に記載なし。]</p>		
廃止措置対象施設に核燃料物 質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者						
廃止措置対象施設に核燃料物 質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第41条第1項の原子炉主任技術者免状を有する者 ロ 法第22条の3第1項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者						

保安規定審査基準 (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文	変更有 無	変更概要	
実用炉規則第92条第3項第5号 【廃止措置を行う者に対する保安教育】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。	第330条 第331条	所員への保安教育 協会会社従業員への保安教育	有	1,2号炉の運転員と3号炉の運転員の配置変更等を適時行えるよう、運転員の教育対象者は1号炉、2号炉及び3号炉の運転員であることを明確化。
	2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第330条 第331条	所員への保安教育 協会会社従業員への保安教育	有	1,2号炉の運転員と3号炉の運転員の配置変更等を適時行えるよう、運転員の教育対象者は1号炉、2号炉及び3号炉の運転員であることを明確化。
	3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第330条 第331条	所員への保安教育 協会会社従業員への保安教育	有	1,2号炉の運転員と3号炉の運転員の配置変更等を適時行えるよう、運転員の教育対象者は1号炉、2号炉及び3号炉の運転員であることを明確化。
	4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第331条	協会会社従業員への保安教育		
	5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第330条 第331条	所員への保安教育 協会会社従業員への保安教育	有	1,2号炉の運転員と3号炉の運転員の配置変更等を適時行えるよう、運転員の教育対象者は1号炉、2号炉及び3号炉の運転員であることを明確化。
	実用炉規則第92条第3項第6号 【発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置】	※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。 発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。 具体的には			
		1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。	第216条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	
		2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。		[BWRに係る規定のためなし]	
		3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。 等が明確になっていること。	第216条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	
実用炉規則第92条第3項第7号 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第206条 第207条	原子力発電安全委員会 伊方発電所安全運営委員会		
実用炉規則第92条第3項第8号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第304条 添付7	管理区域の設定・解除 管理区域図(第304条および第305条関連)		
	2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第305条 添付7	管理区域内における区域区分 管理区域図(第304条および第305条関連)		

保安規定審査基準 (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有 無	変更概要
	3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 306 条	管理区域内における特別措置		
	4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 307 条	管理区域への出入管理		
	5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 307 条	管理区域への出入管理		
	6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 308 条	管理区域出入者の遵守事項		
	7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第 315 条	管理区域外等への搬出および運搬		
	8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第 309 条	保全区域		
		添付8	保全区域図(第 309 条関連)		
	9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 310 条	周辺監視区域		
	10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 317 条	協力会社の放射線防護		
		第 318 条	頻度の定義		
実用炉規則第92条第3項第9号 【排気監視設備及び排水監視設備】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 300 条	放射性液体廃棄物の管理	有	放出管理目標値及び試料採取箇所を廃止措置計画申請書記載のとおり変更。2号炉の廃止に伴い、冷却材ドレンをほう酸回収系から廃液処理系で処理するよう変更するため試料採取箇所からモニタタンクを削除。試料採取箇所は添付資料-3参照。
		第 301 条	放射性気体廃棄物の管理	有	放出管理目標値を廃止措置計画申請書記載のとおり変更。
		第 302 条	放出管理用計測器の管理	有	放出管理用計測器の数量に 2 号炉に係る数量を追加。
		第 319 条	施設管理計画		
実用炉規則第92条第3項第10号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。	第 311 条	線量の評価		
	2) 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第 202 条	基本方針		
		第 303 条の2	放射線管理に係る基本方針		
	3) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 315 条	管理区域外等への搬出および運搬		
	4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 312 条	床・壁等の除染		

保安規定審査基準 (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文	変更有 無	変更概要
	5) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第 313 条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	
	6) 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 315 条	管理区域外等への搬出および運搬	
		第 316 条	発電所外への運搬	
	7) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 299 条 の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	
	8) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。		[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	
	9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第 312 条	床・壁等の除染	
実用炉規則第92条第3項第11号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。	第 314 条	放射線計測器類の管理	放射線監視用計測器のエリアモニタの数量に 2 号炉に係る数量を追加及び一部不要となる測定場所のエリアモニタの数量を削減した数量に変更。 (変更前) 1号炉：2台 1,2号炉共用：3台*1 1,2,3号炉共用：3台 計8台 (変更後) 1号炉：2台 2号炉：2台*2 1,2,3号炉共用：3台 計7台 ※1：「原子力発電所放射線モニタリング指針(JEAG-4606)」で示された、運転操作等により放射線レベルが変動する可能性のある場所等にエリアモニタを設置するとの考え方を参考にして、今後原子炉の運転を行わないことから、中央制御室、放射化学室及び原子炉系試料採取室のエリアモニタを不要とした。 ※2：同じ理由により、第1編から第2編に移行する2号炉のエリアモニタ7台のうち、原子炉格納容器内(エアロック付近)、原子炉格納容器内(炉内計装付近)及び充てんポンプ室(3台)のエリアモニタは不要とし、使用済燃料ピット付近及びドラム詰装置制御室のエリアモニタは必要とした。

保安規定審査基準 (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有 無	変更概要
		第 319 条	施設管理計画		
	2) 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。		[1]の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]		
実用炉規則第92条第3項第12号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い】	※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。 本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 293 条	新燃料の運搬		
		第 294 条	新燃料の貯蔵		
		第 297 条	使用済燃料の貯蔵	有	2号炉の使用済燃料の貯蔵可能な使用済燃料ピットを追加。
		第 298 条	使用済燃料の運搬		
実用炉規則第92条第3項第13号 【放射性廃棄物の廃棄】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 301 条	放射性気体廃棄物の管理	有	放出管理目標値を廃止措置計画申請書記載のとおり変更。
	2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 300 条	放射性液体廃棄物の管理	有	放出管理目標値及び試料採取箇所を廃止措置計画申請書記載のとおり変更。2号炉の廃止に伴い、冷却材ドレンをほう酸回収系から廃液処理系で処理するよう変更するため試料採取箇所からモニタタンクを削除。試料採取箇所は添付資料-3参照。
	3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	第 313 条の2	平常時の環境放射線モニタリング		
	4) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第 202 条	基本方針		
		第 298 条の2	放射性廃棄物管理に係る基本方針		
	5) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第 299 条	放射性固体廃棄物の管理		
	6) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。	第 299 条	放射性固体廃棄物の管理		
		第 299 条の4	輸入廃棄物の確認		
	7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 299 条	放射性固体廃棄物の管理		
		第 299 条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認		
		第 303 条	頻度の定義		

保安規定審査基準 (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有 無	変更概要
実用炉規則第92条第3項第14号 【非常の場合に講ずべき措置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。				
	1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第320条	原子力防災組織		
		第321条	原子力防災要員		
		第322条	原子力防災資機材等の整備		
	2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第322条	原子力防災資機材等の整備		
		第323条	通報経路		
	3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第325条	通報		
		第320条	原子力防災組織		
	4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第326条	非常体制の発令		
		第327条	応急措置		
第328条		緊急時における活動			
6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 i. 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第321条の2	緊急作業従事者の選定			
7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第328条の2	緊急作業従事者の線量管理等			
8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第329条	非常体制の解除			
9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第324条	原子力防災訓練			
実用炉規則第92条第3項第15号 【設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。				
	i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項(研究開発段階発電用原子炉にあっては、口に掲げる事象を除く。)を含めること。	第217条	火災発生時の体制の整備	有	3号炉の当直長が1,2,3号共用設備の巡視を実施できるよう記載を追加。
		第217条の2	地震・火災等発生時の措置		
		第217条の3	内部溢水発生時等の体制の整備		
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第217条	火災発生時の体制の整備	有	3号炉の当直長が1,2,3号共用設備の巡視を実施できるよう記載を追加。

保安規定審査基準 (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文	変更有 無	変更概要		
<p>ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。) 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。) ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	第 217 条 の3	内部溢水発生時等の体制の整備				
			[設置許可申請書及び同添付書類に該当の重大事故発生時における措置の記載なし。]			
			[設置許可申請書及び同添付書類に該当の大規模損壊発生時における措置の記載なし。]			
		第 217 条	火災発生時の体制の整備			
		第 217 条 の3	内部溢水発生時等の体制の整備			
		第 217 条	火災発生時の体制の整備			
		第 217 条 の3	内部溢水発生時等の体制の整備			
		第 217 条	火災発生時の体制の整備			
		第 217 条 の3	内部溢水発生時等の体制の整備			
	<p>実用炉規則第92条第3項第16号及び第17号【発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告】</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2) 実用炉規則第67条又は研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p> <p>3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4) 特に、実用炉規則第134条各号又は研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	第 332 条	記録			
			第 333 条	報告		
			第 333 条	報告		
		第 333 条	報告			
		第 333 条	報告			

保安規定審査基準 (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文	変更有 無	変更概要
実用炉規則第92条第3項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。			
	1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。)	第213条 巡視	有	3号炉の当直長が1,2,3号共用設備の巡視点検を実施できるよう記載を追加。現状の各当直長の巡視範囲は添付資料-1を参照。
	2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第319条 施設管理計画		
		第319条の2 使用前事業者検査の実施		
	第319条の3 定期事業者検査の実施			
実用炉規則第92条第3項第19号 【保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。			
	プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第319条 施設管理計画		
実用炉規則第92条第3項第20号 【不適合に関する情報の公開】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。			
	1) 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。	第203条 品質保証計画		
2) 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。				
実用炉規則第92条第3項第21号 【廃止措置の管理】	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	第211条 構成および定義	有	「原子炉施設」の定義に2号炉を追加。
		第212条 運転員等の確保	有	1,2号炉の運転員を確保する期間及び常時中央制御室に確保する期間の記載について、照射済燃料を移動していない期間も運転員を確保している現状の運用を踏まえ3号炉の記載に合わせる。1,2号炉の運転員は、プラント監視が主要業務となり、燃料が十分に冷却され事故時等にも至急の運転操作は必要ないことから、常時中央制御室に確保する1,2号炉の運転員の人数を1名とし職位の限定はしない。実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十七条により1,2号炉の当直長に運転責任者資格保有者を要求しない。
		第214条 廃止措置管理に関する内規の作成		
		第215条 引継	有	3号炉の当直長が1,2,3号共用設備の巡視点検等の引継を実施できるよう記載を追加。
		第218条 安全貯蔵措置		
		第218条の2 工事の計画および実施	有	運転段階原子炉に係る記載を変更。
		第218条の3 工事完了の報告		
		第283条 使用済燃料ピットの水温		
第286条 施設運用上の基準の確認				

保安規定審査基準 (H25.11.27 制定, R1.12.25 改正)		保安規定条文		変更有 無	変更概要
		第 287 条	施設運用上の基準を満足しない場合		
		第 289 条	施設運用上の基準に関する記録		
実用炉規則第92条第3 項第22号 【その他必要な事項】	前各項に加えて、以下の内容を定めていること。				
	1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 201 条	目的	有	廃止措置段階原子炉に2号炉を追加。
	2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。				

巡視点検について(第 13 条, 第 213 条関連)

1 U 運転巡視点検内規目次

1号炉及び2号炉の当直長が実施する巡視点検
に関する事項を定める内規

1. 巡視点検

(1) 共通設備

(2) 1次系巡視点検

- a. 原子炉格納容器内 (C/V)
- b. 原子炉補助建家内 (A/B)

1号炉設備

(3) 2次系巡視点検

- a. タービン建家内 (T/B)
- b. 屋外

(4) 委託設備巡視点検項目

- a. 総合排水処理装置

1号炉及び2号炉共用設備

2. 巡視点検経路図

2 U 運転巡視点検内規目次

1号炉及び2号炉の当直長が実施する巡視点検
に関する事項を定める内規

1. 巡視点検

(1) 共通設備

(2) 1次系巡視点検

- a. 原子炉格納容器内 (C/V)
- b. 原子炉補助建家内 (A/B)

(3) 2次系巡視点検

- a. タービン建家内 (T/B)
- b. 屋外

2号炉設備

(4) 委託設備巡視点検項目

- a. アスファルト固化装置

1号炉及び2号炉共用設備

2. 焼却炉建家…別冊雑固体焼却設備運転巡視点検内規参照

1号炉, 2号炉及び3号炉共用設備

3. 巡視点検経路図

3 U 運転巡視点検内規目次

3号炉当直長が実施する巡視点検事項 に関する事項を定める内規

1. 巡視点検

(1) 共通設備

(2) 1次系巡視点検

a. C / V

b. A / B, R E / B

(3) 2次系巡視点検

a. T / B

b. 屋外

3号炉設備

(4) 委託設備巡視点検項目

a. セメント固化エリア

1号炉, 2号炉及び3号炉共用設備

b. 総排, 海淡, 純水建屋, E T A排水処理装置建屋

3号炉設備

(5) E T A生物処理装置巡視点検項目

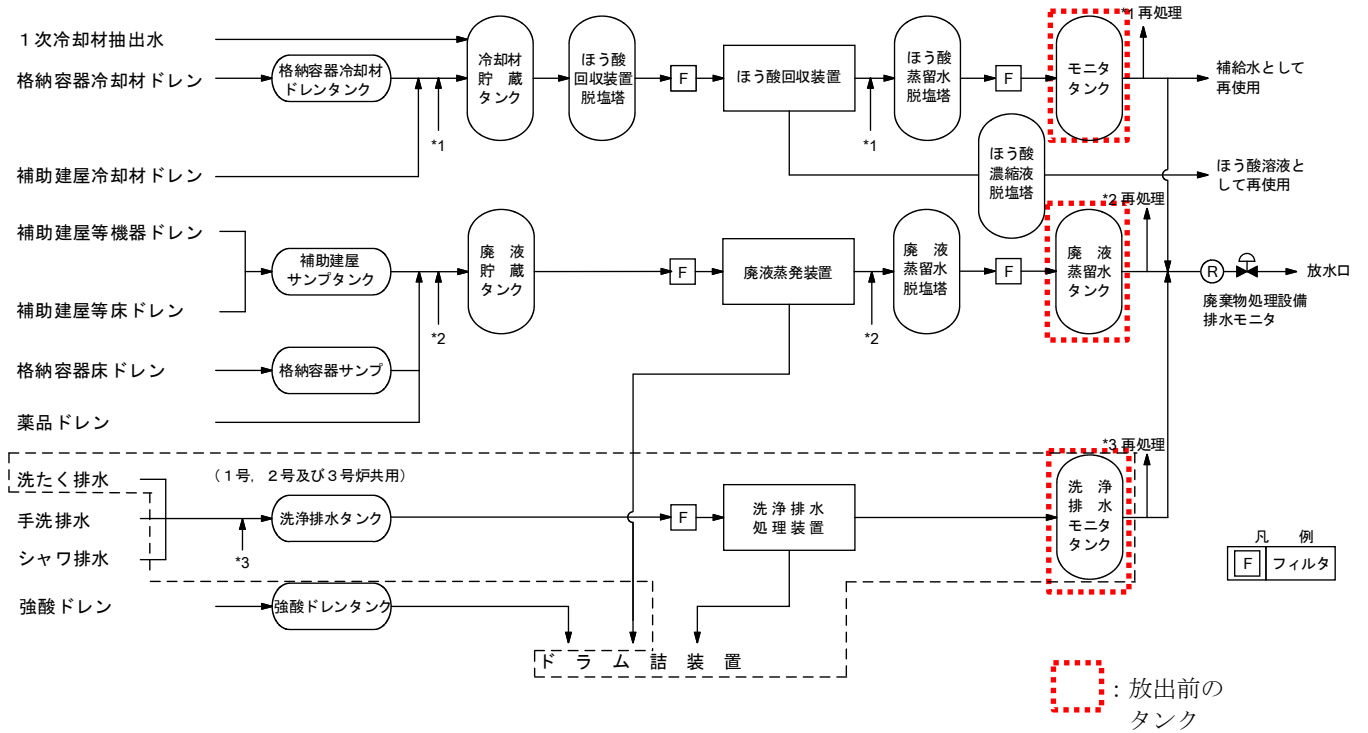
2. 焼却炉建家…別冊雑固体焼却設備運転巡視点検内規参照

1号炉, 2号炉及び3号炉共用設備

3. 巡視点検経路図

3号炉の試料採取箇所について(第100条関連)

保安規定第100条 表100-3に記載している試料採取箇所は、放射性液体廃棄物の放出前のタンクを示している。



第 4.1.2 図 液体廃棄物処理系統図

3号炉設置変更許可 添付九より抜粋

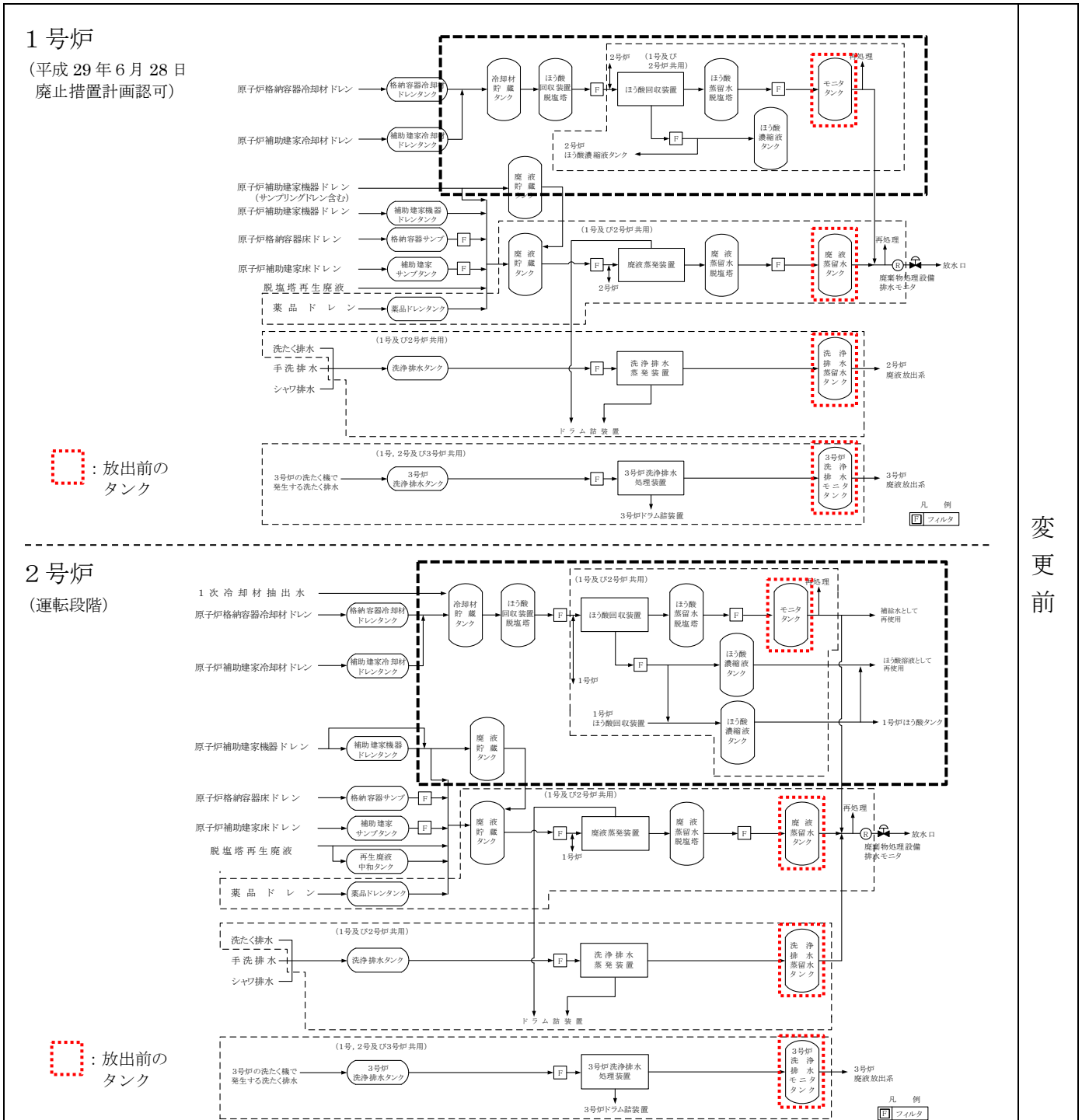
2号炉の廃止に伴う試料採取箇所の変更について

保安規定第 300 条 表 300－ 3 に記載している試料採取箇所は、放射性液体廃棄物の放出前のタンクを示している。

1号炉については、従前は2号炉の運転を想定していたため、2号炉との共用施設である1号炉ほう酸回収系は2号炉の発電用原子炉施設として引き続き供用することとしていたが、2号炉も廃止になったため、ほう酸回収系は不要となった。このため、冷却材ドレンをほう酸回収系から廃液処理系で処理するよう変更する。

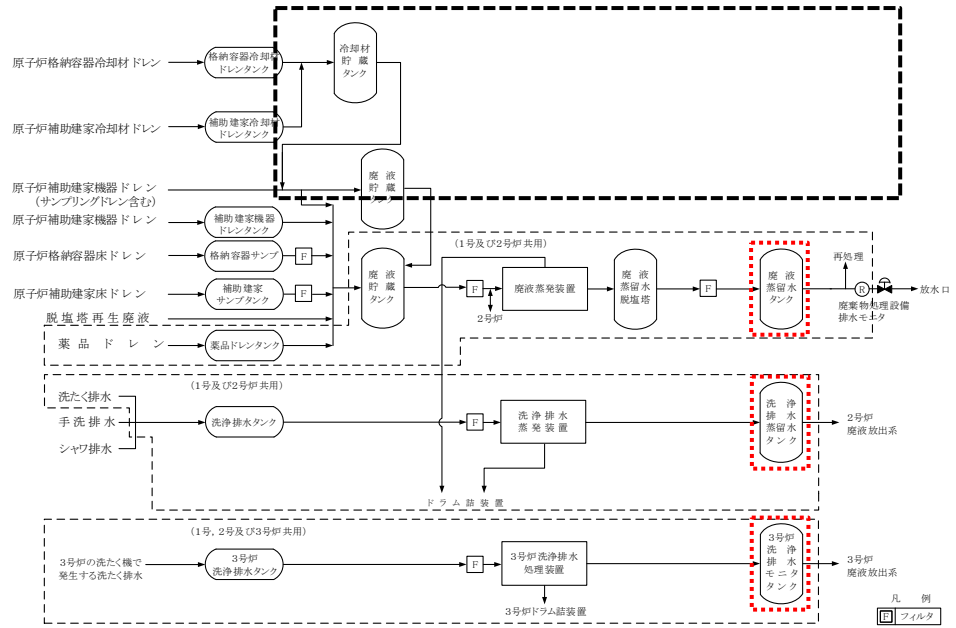
2号炉についても、1、2号炉の廃止に伴いほう酸回収が不要となったため、冷却材ドレンをほう酸回収系から廃液処理系で処理するよう変更する。

以上のことから下表のとおり、1、2号炉とも、試料採取箇所である放出前のタンクのうちモニタタンクを削除する。



1号炉

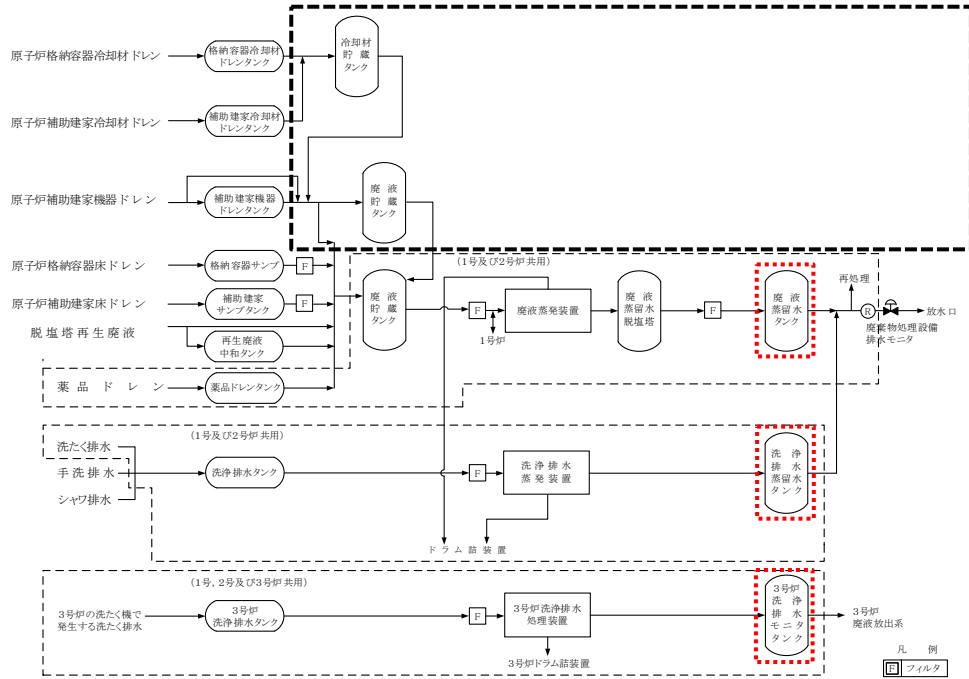
(平成30年10月10日
廃止措置計画変更認可申請)



放出前のタンク

2号炉

(平成30年10月10日
廃止措置計画認可申請)



放出前のタンク

変更後

伊方発電所 原子炉施設保安規定
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理表

令和2年10月6日

四国電力株式会社

目 次

資料①「伊方発電所	原子炉施設保安規定(第1編)	設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」	資料①-1～14
別冊「伊方発電所	原子炉施設保安規定(第1編)	変更に対する設置許可との整合性確認資料」	別冊-第1編-1～7
資料②「伊方発電所	原子炉施設保安規定(第2編)	設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」	資料②-1～6
別冊「伊方発電所	原子炉施設保安規定(第2編)	変更に対する設置許可との整合性確認資料」	別冊-第2編-1

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第1章 総 則				
第1条	目 的	-	○※	※2号炉に係る事項を削除するのみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2条	基本方針	○ (本文十一号)	-	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、設置許可本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。
第2条の2	関係法令および保安規定の遵守	○ (本文十一号)	-	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、設置許可本文十一号(5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)に規定しており、保安規定記載は、これに整合している。
第2章 品質マネジメントシステム				
第3条	品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	○※	※削除又は変更する条文番号の反映、ならびに社内規定名の変更。 設置許可本文十一号に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第3章 保安管理体制				
第1節 組織および職務				
第4条	保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八(11.2 保安管理体制)に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号(5.5 責任, 権限及びコミュニケーション)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第5条	保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	○※	※2号炉に係る事項の削除、「3号炉」記載の削除および当直長の定義の明確化。 設置許可添付書類五, 添付書類八(11.2 保安管理体制)に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号(5.5 責任, 権限及びコミュニケーション, 8.2.4 機器等の検査等)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第2節 原子力発電安全委員会および伊方発電所安全運営委員会				
第6条	原子力発電安全委員会	○ (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八(11.2 保安管理体制)に原子力発電安全委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第7条	伊方発電所安全運営委員会	○ (添付書類五, 八)	○※	※原子炉主任技術者等の3号炉の職務者が、廃止措置の工事内容により運転プラントに影響しないことを確認するよう、審議事項に1,2号炉の廃止措置工事が3号炉の機能に影響を与えないことの確認を追加。 設置許可添付書類五, 添付書類八(11.2 保安管理体制)に伊方発電所安全運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 主任技術者				
第8条	原子炉主任技術者の選任	○ (本文十号) (添付書類五, 八, 十)	-	設置許可本文十号, 添付書類五, 添付書類八(11.2 保安管理体制), 添付書類十(5.1 重大事故等対策)に原子炉主任技術者の選任について記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第8条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	○ (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八(11.2 保安管理体制)に電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第9条	原子炉主任技術者の職務等	○ (本文十号) (添付書類五, 十)	○※	※2号炉に係る事項を削除および「3号炉」記載の削除。 設置許可本文十号, 添付書類五, 添付書類十(5.1 重大事故等対策)に原子炉主任技術者は, 発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行う旨の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	-	設置許可添付書類五に電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者に係る記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第10条	(削除)			
第4章 運転管理				
第1節 通 則				
第11条	構成および定義	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第11条の2	原子炉の運転期間	-	○※	※2号炉に係る事項を削除および「3号炉」記載の削除。 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第12条	運転員等の確保	○ (本文十号) (添付書類八, 十)	○※	※2号炉に係る事項を削除および「3号炉」記載の削除。 設置許可本文十号, 添付書類八(11.2 保安管理体制), 添付書類十(5.1 重大事故等対策)他に運転員等の体制に関する記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第12条の2	運転管理業務	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(11.3 運転管理)に運転管理業務について記載されている。 保安規定に定める運転上の留意事項, 運転上の制限及び異常時の措置を遵守し, 発電用原子炉施設の運転に習熟した者を確保し, 機器の性能及び状態を的確に把握した上で行うことその他, 運転員の教育訓練, 異常時の運転手順書等についての記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第13条	巡視点検	○ (添付書類八)	○※	※1,2号炉の当直長が1,2,3号共用設備の巡視点検を実施できるよう記載を追加。 設置許可添付書類八(11.3 運転管理)に機器の状態把握を行う旨記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第14条	運転管理に関する内規の作成	○ (本文十号) (添付書類八, 十)	○※	※「3号炉」記載の削除。 設置許可本文十号, 添付書類八(1.1.1.10 誤操作防止及び容易な操作, 11.3 運転管理), 添付書類十他に異常時の運転手順書等の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第15条	引 継	-	○※	※1,2号炉の当直長が1,2,3号共用設備の巡視点検等の引継を実施できるよう記載を追加。 設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第16条	原子炉起動前の確認事項	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第17条	火災発生時の体制の整備	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※「3号炉」記載の削除。 設置許可本文五号, 添付書類八(1.6 火災防護に関する基本方針, 11.8 非常時の措置)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備 (3号炉)	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※「3号炉」記載の削除。 設置許可本文五号, 添付書類八(1.7 溢水防護に関する基本方針, 11.8 非常時の措置)に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第 17 条の 2 の 2	火山影響等発生時の体制の整備 (3号炉)	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※「3号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八(1.9 火山事象に関する基本方針、11.8 非常時の措置)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 17 条の 3	その他自然災害発生時等の体制の整備 (3号炉)	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※「3号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八(1.8 竜巻防護に関する基本方針、11.8 非常時の措置)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 17 条の 3 の 2	有毒ガス発生時の体制の整備 (3号炉)	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※「3号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八(6.10 制御室)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 17 条の 4	資機材等の整備 (3号炉)	○ (本文十号) (添付書類十)	○※	※「3号炉」記載の削除。 設置許可本文十号、添付書類十(5.1 重大事故等対策)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 17 条の 5	重大事故等発生時の体制の整備 (3号炉)	○ (本文十号) (添付書類十)	○※	※「3号炉」記載の削除。 設置許可本文十号、添付書類十(5.1 重大事故等対策)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 17 条の 6	大規模損壊発生時の体制の整備 (3号炉)	○ (本文十号) (添付書類十)	○※	※「3号炉」記載の削除。 設置許可本文十号、添付書類十(5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
< 第 17 条の 7 >	< 地震・火災等発生時の措置 (2号炉) >	○ (添付書類八)	○※ (条文策魚)	※2号炉に係る事項であり条文削除。 設置許可添付書類八(13.8 非常時の措置)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
< 第 17 条の 8 >	< 電源機能等喪失時の体制の整備 (2号炉) >	○ (添付書類八)	○※ (条文策魚)	※2号炉に係る事項であり条文削除。 設置許可添付書類八(13.8 非常時の措置)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 2 節 運転上の留意事項				
第 18 条	水質管理	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(5.1 1次冷却設備、5.8 化学体積制御設備)に蒸気発生器2次側の水質管理、1次冷却材の水質管理に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 18 条の 2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	○ (添付書類八)	○※	※「3号炉」記載の削除。 設置許可添付書類八(5.1 1次冷却設備)に原子炉冷却材圧力バウンダリとなる隔離弁の施錠管理に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 3 節 運転上の制限				
第 19 条	停止余裕	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(3.3 核設計)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有 -：無)	保安規定変更有無 (○：有 -：無)	説明
第 20 条	臨界ボロン濃度	○ (本文十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文十号、添付書類八 (3.3 核設計)、添付書類十 (7.4 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 21 条	減速材温度係数	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、十号、添付書類八 (3.3 核設計)、添付書類十 (1.2 主要な解析条件) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 22 条	制御棒動作機能	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、十号、添付書類八 (6.1 原子炉制御設備)、添付書類十 (1.2 主要な解析条件) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 23 条	制御棒の挿入限界	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文五号、十号、添付書類八 (6.1 原子炉制御設備)、添付書類十 (1.2 主要な解析条件) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 24 条	制御棒位置指示	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八 (6.2 原子炉計装) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 25 条	炉物理検査 -モード1-	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 26 条	炉物理検査 -モード2-	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 27 条	化学体積制御系 (ほう酸濃縮機能)	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.8 化学体積制御設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 28 条	原子炉熱出力	○ (本文三号、十号) (添付書類二、十)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文三号、十号、添付書類二 (3 熱出力及び熱平衡)、添付書類十 (6.5 有効性評価における解析の条件設定の方針) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 29 条	熱流束熱水路係数 ($F_Q(Z)$)	○ (本文十号) (添付書類八、十)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文十号、添付書類八 (3.3 核設計)、添付書類十 (3. 設計基準事故の解析) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 30 条	核的エンタルピ上昇熱水路係数 ($F_{\Delta H}^N$)	○ (本文十号) (添付書類八、十)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文十号、添付書類八 (3.3 核設計)、添付書類十 (2. 運転時の異常な過渡変化の解析) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 31 条	軸方向中性子束出力偏差	○ (本文十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文十号、添付書類八 (3.3 核設計)、添付書類十 (3. 設計基準事故の解析) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 32 条	1/4 炉心出力偏差	○ (本文十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文十号、添付書類八 (6.2 原子炉計装)、添付書類十 (2. 運転時の異常な過渡変化の解析) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第 33 条	計測および制御設備	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (6. 計測制御系統施設) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 34 条	DNB比	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、十号、添付書類八 (3.4 熱水力設計)、添付書類十 (1. 安全評価に関する基本方針) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 35 条	1 次冷却材の温度・圧力および 1 次冷却材温度変化率	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.1 1 次冷却設備) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 36 条	1 次冷却系 -モード 3-	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.1 1 次冷却設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 37 条	1 次冷却系 -モード 4-	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.2 余熱除去設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 38 条	1 次冷却系 -モード 5 (1 次冷却系満水) -	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.2 余熱除去設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 39 条	1 次冷却系 -モード 5 (1 次冷却系非満水) -	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.2 余熱除去設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 40 条	1 次冷却系 -モード 6 (キャビティ高水位) -	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.2 余熱除去設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 41 条	1 次冷却系 -モード 6 (キャビティ低水位) -	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.2 余熱除去設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 42 条	加圧器	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.1 1 次冷却設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 43 条	加圧器安全弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.1 1 次冷却設備) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有 -：無)	保安規定変更有無 (○：有 -：無)	説明
第 44 条	加圧器逃がし弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.1 1 次冷却設備) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 45 条	低温過加圧防護	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八 (5.1 1 次冷却設備) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 46 条	1 次冷却材漏えい率	○ (添付書類十)	-	設置許可添付書類十 (3.2 原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 47 条	蒸気発生器細管漏えい監視	○ (添付書類八、十)	○	設置許可添付書類八 (5.1 1 次冷却設備)、添付書類十 (3.4 環境への放射性物質の異常な放出) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 48 条	余熱除去系への漏えい監視	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八 (5.2 余熱除去設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 49 条	1 次冷却材中のよう素 131 濃度	○ (本文十号) (添付書類十)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文十号、添付書類十 (4. 重大事故及び仮想事故の解析) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 50 条	蓄圧タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.3 非常用炉心冷却設備) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 51 条	非常用炉心冷却系 -モード 1, 2 および 3-	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.3 非常用炉心冷却設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 52 条	非常用炉心冷却系 -モード 4-	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.3 非常用炉心冷却設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 53 条	燃料取替用水タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.3 非常用炉心冷却設備) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
< 第 54 条 >	< ほう酸注入タンク >	○ (本文五号) (添付書類八)	○※ (条文削除)	※2 号炉に係る事項であり条文削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.3 非常用炉心冷却設備) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 55 条	原子炉格納容器	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (9.1 原子炉格納施設) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有 -：無)	保安規定変更有無 (○：有 -：無)	説明
第 56 条	原子炉格納容器真空逃がし系	○ (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可添付書類八 (9.1 原子炉格納施設) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 57 条	原子炉格納容器スプレイ系	○ (本文五号) (添付書類八)	○	設置許可本文五号、添付書類八 (9.2 原子炉格納容器スプレイ設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 58 条	アニュラス空気浄化系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (9.3 アニュラス空気再循環設備) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 59 条	アニュラス	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (9.1 原子炉格納施設) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 60 条	主蒸気安全弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.11 蒸気タービン及び附属施設) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 61 条	主蒸気隔離弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.11 蒸気タービン及び附属設備) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 62 条	主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	○ (本文十号) (添付書類十)	-	設置許可本文十号、添付書類十 (3.2 原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 63 条	主蒸気逃がし弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.11 蒸気タービン及び附属施設) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 64 条	補助給水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.11 蒸気タービン及び附属設備) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 65 条	補助給水タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	○	設置許可本文五号、添付書類八 (5.12 給水処理設備) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 66 条	原子炉補機冷却水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.9 原子炉補機冷却設備) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有 ー：無)	保安規定変更有無 (○：有 ー：無)	説明
第 67 条	原子炉補機冷却海水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.9 原子炉補機冷却設備) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 68 条	制御用空気系	○ (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、設置許可添付書類八 (6.9 空気圧縮設備) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 69 条	中央制御室非常用循環系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (8.2 換気空調設備) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 70 条	安全補機室空気浄化系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (9.4 安全補機室空気浄化設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 71 条	燃料取扱建屋空気浄化系	○ (添付書類八)	○※	※「3 号炉」記載の削除。 設置許可添付書類八 (9.3 アンユラス空気再循環設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
<第 72 条>	<外部電源 (2 号炉) ーモード 1, 2, 3 および 4 ー>	○ (本文五号) (添付書類八)	○※ (条文削除)	※2 号炉に係る事項であり条文削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (8. 電気施設) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
(第 72 条の 2)	<外部電源 (2 号炉) ーモード 5, 6 および照射済燃料移動中ー>	○ (本文五号) (添付書類八)	○※ (条文削除)	※2 号炉に係る事項であり条文削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (8. 電気施設) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 72 条	外部電源	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※「3 号炉」記載の削除および第 74 条の規定と整合するよう記載一部追加。 設置許可本文五号、添付書類八 (10.3 常用電源設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 73 条	ディーゼル発電機 ーモード 1, 2, 3 および 4 ー	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (10.1 非常用電源設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 74 条	ディーゼル発電機 ーモード 5, 6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間ー	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (10.1 非常用電源設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 75 条	ディーゼル発電機の燃料油, 潤滑油および始動用空気	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (10.1 非常用電源設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有 ー：無)	保安規定変更有無 (○：有 ー：無)	説明
第 76 条	非常用直流電源 ーモード 1, 2, 3 および 4 ー	○ (本文五号) (添付書類八)	○	設置許可本文五号、添付書類八 (10.1 非常用電源設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 77 条	非常用直流電源 ーモード 5, 6 および照射済燃料移動中ー	○ (本文五号) (添付書類八)	○	設置許可本文五号、添付書類八 (10.1 非常用電源設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 78 条	所内非常用母線 ーモード 1, 2, 3 および 4 ー	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (10.1 非常用電源設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 79 条	所内非常用母線 ーモード 5, 6 および照射済燃料移動中ー	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	設置許可本文五号、添付書類八 (10.1 非常用電源設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 80 条	1 次冷却材中のほう素濃度 ーモード 6 ー	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (3. 原子炉及び炉心) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 81 条	原子炉キャビティ水位	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (4.1 燃料取扱及び貯蔵設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
<第 82 条>	<原子炉格納容器貫通部 (2 号炉) ー燃料移動中ー>	○ (本文五号) (添付書類八)	○※ (条文削除)	※2 号炉に係る事項であり条文削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (5.3 原子炉格納施設) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 82 条	原子炉格納容器貫通部 ーモード 5 および 6 ー	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (9. 原子炉格納施設) 他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 83 条	使用済燃料ピットの水位および水温	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八 (4.1 燃料取扱及び貯蔵設備) に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 84 条	重大事故等対処設備	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	○※	※「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、十号、添付書類八、添付書類十に重大事故等対処設備に係るに記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 85 条	1 次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	ー	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 85 条の 2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	ー	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 86 条	運転上の制限の確認	ー	ー	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第 87 条	運転上の制限を満足しない場合	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 88 条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	-	○※	※「3号炉」記載の削除。 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 89 条	運転上の制限に関する記録	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 4 節 異常時の措置				
第 90 条	異常時の基本的な対応	-	○※	※「3号炉」記載の削除。 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 91 条	異常時の措置	-	○※	※「3号炉」記載の削除。 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 92 条	異常収束後の措置	-	○※	※2号炉に係る条文の削除を反映。 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 5 章 燃料管理				
第 93 条	新燃料の運搬	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○※	※2号炉に係る事項を削除および「3号炉」記載の削除。 設置許可本文九号、添付書類八(4.1燃料取扱及び貯蔵設備、11.4燃料管理)、添付書類九(2.2管理区域等の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 94 条	新燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2号炉に係る事項を削除および「3号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八(4.1燃料取扱及び貯蔵設備、11.4燃料管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 95 条	燃料の検査	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(4.1燃料取扱及び貯蔵設備、11.4燃料管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 96 条	燃料の取替等	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	○※	※2号炉に係る事項を削除および「3号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、十号、添付書類八(3.3核設計、4.1燃料取扱及び貯蔵設備)、添付書類十(2.2炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 97 条	使用済燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2号炉に係る事項を削除および「3号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八(4.1燃料取扱及び貯蔵設備、11.4燃料管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 97 条の 2	使用済燃料ピットの管理(3号炉)	○ (添付書類八)	○※	※「3号炉」記載の削除。 添付書類八(4.1燃料取扱及び貯蔵設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 98 条	使用済燃料の運搬	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文五号、九号、添付書類八(4.1燃料取扱及び貯蔵設備、11.4燃料管理)、添付書類九(2.2管理区域等の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 6 章 放射性廃棄物管理				
第 98 条の 2	放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文五号、九号、添付書類八(11.5放射性廃棄物管理)、添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有 -：無)	保安規定変更有無 (○：有 -：無)	説明
第 99 条	放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	○※	※2号炉に係る事項を削除および「3号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、九号、添付書類八(11.5放射性廃棄物管理)、添付書類九(4.4固体廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 99 条の 2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 99 条の 3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第 99 条の 4	輸入廃棄物の確認	○ (本文八号)	-	設置許可本文八号に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 100 条	放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	○	設置許可本文五号、九号、添付書類八(7.3液体廃棄物処理設備、11.5放射性廃棄物管理)、添付書類九(4.3液体廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 101 条	放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	○	設置許可本文五号、九号、添付書類八(7.2気体廃棄物処理設備、11.5放射性廃棄物管理)、添付書類九(4.2気体廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 102 条	放出管理用計測器の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	○※	※2号炉の計測器数を削除。 設置許可本文五号、九号、添付書類八(11.5放射性廃棄物管理)、添付書類九(2.7放射性廃棄物の放出管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 103 条	頻度の定義	-	-	
第 7 章 放射線管理				
第 103 条の 2	放射線管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八(11.6放射線管理)、添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 1 節 区域管理				
第 104 条	管理区域の設定・解除	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八(11.6放射線管理)、添付書類九(2.1管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 105 条	管理区域内における区域区分	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号、添付書類九(2.3.3管理区域内の区分)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 106 条	管理区域内における特別措置	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号、添付書類九(2.3.3管理区域内の区分)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 107 条	管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八(11.6放射線管理)、添付書類九(2.3.1人の出入管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 108 条	管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八(11.6放射線管理)、添付書類九(2.3.1人の出入管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 109 条	保全区域	○ (添付書類八、九)	-	設置許可添付書類八(11.6放射線管理)、添付書類九(2.5保全区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第 110 条	周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八(11.6放射線管理)、添付書類九(2.6周辺監視区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第2節 被ばく管理				
第111条	放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八(11.6放射線管理)、添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第112条	床・壁等の除染	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号、添付書類九(2.3.4作業管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定				
第113条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八(11.6放射線管理)、添付書類九(2.2管理区域内の管理、3.1空間放射線量等の監視、3.2環境試料の放射能監視)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第113条の2	平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号、添付書類八(11.6放射線管理)、添付書類九(3.1空間放射線量等の監視、3.2環境試料の放射能監視)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第114条	放射線計測器類の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	○※	※2号炉の計測器数を削除。 設置許可本文五号、九号、添付書類八(8.1放射線管理施設)、添付書類九(2.2管理区域内の管理、2.4個人管理、3.1空間放射線量等の監視)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第4節 物品移動の管理				
第115条	管理区域外等への搬出および運搬	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八(11.6放射線管理)、添付書類九(2.2管理区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第116条	発電所外への運搬	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第5節 協力会社の放射線防護				
第117条	協力会社の放射線防護	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第6節 その他				
第118条	頻度の定義	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第8章 施設管理				
第119条	施設管理計画	○ (本文五号) (本文十一号) (添付書類八)	○※	※2号炉に係る事項を削除および「3号炉」記載の削除。 設置許可本文五号、添付書類八(11.運転保守)に、保守管理について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。 設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第119条の2	使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	-	設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第119条の3	定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	-	設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第119条の4	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	○ (添付書類八)	○※	※2号炉に係る事項を削除および「3号炉」記載の削除。 添付書類八(11.運転保守)に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第9章 非常時の措置				
第120条	原子力防災組織	○ (添付書類五、八)	-	設置許可添付書類五、添付書類八(11.8非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○：有 -：無)	保安規定変更有無 (○：有 -：無)	説明
第 121 条	原子力防災要員	○ (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八 (11.8 非常時の措置) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 121 条の 2	緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る条文の削除を反映。 設置許可添付書類八 (11.8 非常時の措置) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 122 条	原子力防災資機材等の整備	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八 (11.8 非常時の措置) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 123 条	通報経路	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八 (11.8 非常時の措置) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 124 条	原子力防災訓練	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八 (11.8 非常時の措置) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 125 条	通 報	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八 (11.8 非常時の措置) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 126 条	非常体制の発令	○ (本文十号) (添付書類八, 十)	-	設置許可本文十号, 添付書類五, 添付書類八 (11.8 非常時の措置), 添付書類十 (5.1 重大事故等対策) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 127 条	応急措置	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八 (11.8 非常時の措置) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 128 条	緊急時における活動	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八 (11.8 非常時の措置) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 128 条の 2	緊急作業従事者の線量管理等	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八 (11.8 非常時の措置) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 129 条	非常体制の解除	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八 (11.8 非常時の措置) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 10 章 保安教育				
第 130 条	所員への保安教育	○ (添付書類五, 八)	○※	※1, 2 号炉の運転員と 3 号炉の運転員の配置変更等を適時行えるよう, 運転員の教育対象者は 1 号炉, 2 号炉及び 3 号炉の運転員であることを明確化。 設置許可添付書類五, 添付書類八 (11.9 保安教育) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 131 条	協力会社従業員への保安教育	○ (添付書類五)	-	設置許可添付書類五に一部, 協力会社を含む教育・訓練の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 11 章 記録および報告				
第 132 条	記 録	○ (添付書類八)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可添付書類八 (11.10 記録及び報告) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第 133 条	報 告	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八 (11.10 記録及び報告) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
添付 1	異常時の運転操作基準 (第 9 1 条関連)	○ (本文十号) (添付書類十)	○※	※2 号炉に係る事項を削除および「3 号炉」記載の削除。 設置許可本文十号, 添付書類十に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
添付2	火災, 内部溢水, 火山現象(降灰), 自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準(第17条, 第17条の2, 第17条の2の2, 第17条の3および第17条の3の2関連)	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※1,2号炉の当直長が1,2,3号共用設備の巡視を実施できるよう記載を追加および「3号炉」記載の削除。 設置許可本文十号、添付書類八に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の5および第17条の6関連)	○ (本文十号) (添付書類十)	○※	※「3号炉」記載の削除。 設置許可本文十号、添付書類十に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付4	管理区域図(第104条および第105条関連)	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号、添付書類九(2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付5	保全区域図(第109条関連)	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九(2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付6	長期施設管理方針(第119条の4関連)	○ (添付書類八)	○※	※2号炉に係る長期施設管理方針であり削除。 設置許可添付書類八(11.7 保守管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明						
<p>（蒸気発生器細管漏えい監視） 第47条 モード1，2，3および4において，蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は，表47-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 計装計画課長は，定期事業者検査時に，<u>復水器排気ガスモニタ</u>，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い，その結果を発電課長に通知する。 (2) 機械計画第一課長は，定期事業者検査時に，渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し，その結果を発電課長に通知する。 (3) 放射線・化学管理課長は，モード1，2，3および4において，1ヶ月に1回，2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 (4) 当直長は，モード1および2において，1日に1回，<u>復水器排気ガスモニタ</u>，蒸気発生器ブローダウン水モニタ，高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上^{※1}のモニタにより，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 (5) 当直長は，モード3および4において，1日に1回，蒸気発生器ブローダウン水モニタにより，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお，プラント状態により監視できない場合または蒸気発生器ブローダウン水モニタ洗浄中は，放射線・化学管理課長が，1日に1回，2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し，その結果を当直長に通知することをもって，蒸気発生器ブローダウン水モニタによる確認に代えることができる。 (6) 当直長は，モード1，2，3および4において，<u>復水器排気ガスモニタ</u>，蒸気発生器ブローダウン水モニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は，放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は，その後の8時間以内に2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し，その結果を当直長に通知する。 3 当直長は，蒸気発生器細管または蒸気発生器細管漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，第2項(6)号で定める確認の結果を待つことなく，表47-2の措置を講じるとともに，2次系試料採取測定を実施する必要がある場合は放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は同表の措置を講じる。放射線・化学管理課長は，蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合^{※2}，当直長に通知する。通知をうけた当直長は同表の措置を講じる。</p> <p>※1：高感度型主蒸気管モニタについては，3つの主蒸気管モニタで1種類とみなす。（以下，本条において同じ。） ※2：第2項(6)号で定める確認が実施できなかった場合は，蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないとみなす。</p> <p>表47-1</p> <table border="1" data-bbox="201 1549 1389 1873"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気発生器細管</td> <td>漏えいがないこと</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器細管漏えい監視装置</td> <td>(1)モード1および2において，<u>復水器排気ガスモニタ</u>，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち，2種類以上が動作可能であること (2)モード3および4において，蒸気発生器ブローダウン水モニタが動作可能であること^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：プラント状態により監視できない場合または洗浄中は除く。</p>	項目	運転上の制限	蒸気発生器細管	漏えいがないこと	蒸気発生器細管漏えい監視装置	(1)モード1および2において， <u>復水器排気ガスモニタ</u> ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち，2種類以上が動作可能であること (2)モード3および4において，蒸気発生器ブローダウン水モニタが動作可能であること ^{※3}	<p>[添付書類八] 5. 原子炉冷却系統施設 5.1 1次冷却設備 5.1.1 通常運転時等 5.1.1.4.8 漏えい監視設備 原子炉冷却材圧力バウンダリから原子炉格納容器内及び2次冷却系への漏えいに対する監視設備として，格納容器ガスモニタ，格納容器じんあいモニタ，凝縮液量測定装置，格納容器サンプ水位上昇率測定装置，及び蒸気発生器ブローダウン水モニタ，復水器排気ガスモニタ，主蒸気管モニタを設ける。 これらの監視設備が異常を検知した場合には，中央制御室に警報を発する。 (2) 2次冷却系への漏えいに対する監視設備 1次冷却材の蒸気発生器1次側より2次側への漏えいは，蒸気発生器ブローダウン水モニタ，復水器排気ガスモニタ及び高感度型主蒸気管モニタで放射能を測定することにより早期に検知する。</p> <p>[添付書類十] 3.4 環境への放射性物質の異常な放出 3.4.2 蒸気発生器伝熱管破損 3.4.2.1 事故の原因，防止対策及び拡大防止対策 (1) 事故の原因及び説明 この事故は，原子炉の出力運転中に，蒸気発生器の伝熱管が破損し，2次冷却系を介して1次冷却材が原子炉格納容器外に放出される事象を想定する。この場合，1次冷却材に放射性物質が含まれていると仮定すると，蒸気発生器2次側で放射性物質による汚染を生じる。この汚染された2次側の蒸気は，タービン又は主蒸気ダンプ系を通り復水器へ導かれるが，もし同時に外部電源が喪失していることなどにより主蒸気ダンプ系が不作動であると，放射性物質は主蒸気逃がし弁又は主蒸気安全弁等を通して大気へ放出される。 蒸気発生器の伝熱管が破損した場合，破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い，さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を操作することにより，1次冷却系は早期に冷却減圧され，2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより，放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後，さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又は主蒸気ダンプ系による1次冷却系の除熱及び減圧を継続することにより，事故は終止できる。 (2) 防止対策 a. 蒸気発生器の伝熱管や管板肉盛材には，耐食性の優れたニッケル・クロム・鉄合金を使用し，伝熱管のU字部の流体力による振動を抑制するため振止め金具を設けるとともに，設計，製作，据付け及び検査も関連する規格及び基準に準拠して行う。また，供用期間中において必要な検査を行うとともに，使用する水の溶存酸素や塩素等の含有量を抑えるよう水質を管理することにより，蒸気発生器伝熱管の破損の可能性を極めて小さくする。 b. 1次冷却系の過圧を防止し，蒸気発生器伝熱管に過大な差圧が生じないようにするため，加圧器スプレイ，加圧器逃がし弁及び加圧器安全弁を設ける。 c. 蒸気発生器のブローダウン配管に蒸気発生器ブローダウン水モニタ，復水器真空ポンプ排気ラインに復水器排気ガスモニタ及び各主蒸気管に高感度型主蒸気管モニタを設け，放射性物質濃度が高くなると，中央制御室に警報を発し，運転員の注意を喚起する。</p>	<p>・添付資料八（5.1 1次冷却設備）において，漏えい監視設備の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付資料十（3.4 環境への放射性物質の異常な放出）において，漏えい監視設備の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。</p>
項目	運転上の制限							
蒸気発生器細管	漏えいがないこと							
蒸気発生器細管漏えい監視装置	(1)モード1および2において， <u>復水器排気ガスモニタ</u> ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち，2種類以上が動作可能であること (2)モード3および4において，蒸気発生器ブローダウン水モニタが動作可能であること ^{※3}							

保安規定条文（変更後）			設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明
表47-2			(前頁から続く)	
条 件	要求される措置	完了時間		
A. モード1および2において、 <u>復水器排気ガスモニタ</u> 、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち、いずれか2種類が動作不能である場合	A.1 当直長は、動作不能なモニタのうち、いずれか1種類を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直長は、残りの動作可能なモニタで、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 および A.3 放射線・化学管理課長は、2次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	速やかに 1時間 その後の1日に1回 24時間 その後の1日に1回		
B. モード1および2において、 <u>復水器排気ガスモニタ</u> 、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのすべてが動作不能である場合	B.1 当直長は、いずれか1種類のモニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 放射線・化学管理課長は、2次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	速やかに 8時間 その後の8時間に1回		
C. モード3および4において、蒸気発生器ブローダウン水モニタが動作不能である場合	C.1 当直長は、蒸気発生器ブローダウン水モニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C.2 放射線・化学管理課長は、2次系試料採取測定により、蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	速やかに 8時間 その後の8時間に1回		
D. 蒸気発生器細管に漏えいが発生したと判断した場合 または 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、モード3にする。 および D.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間		

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明																
<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第57条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉格納容器スプレイ系は, 表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 格納容器スプレイポンプを起動させ, 異常な振動, 異音, 異臭, 漏えいがないこと, および表57-3に定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 格納容器スプレイポンプが, 模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 原子炉格納容器スプレイ系の自動作動弁が, 模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長は, 定期事業者検査時に, 施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は, よう素除去薬品タンクのヒドラジン濃度を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 当直長は, よう素除去薬品タンクのヒドラジン溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2台の格納容器スプレイポンプについて, ポンプを起動し, 動作可能であることを確認する。また, 動作可能であることを確認する際に操作した弁については, 正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(8) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行い, 弁の動作に異常がないことを確認する。また, 確認する際に操作した弁が正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直長は, 原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表57-4の措置を講じる。</p> <p>表57-1</p> <table border="1" data-bbox="195 1262 1386 1409"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系※1</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクのヒドラジン濃度およびヒドラジン溶液量が表57-2に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は, 第84条(表84-4および表84-6)の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系※1	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクのヒドラジン濃度およびヒドラジン溶液量が表57-2に定める制限値内にあること	<p>[本文五号]</p> <p>リ 原子炉格納施設の構造及び設備</p> <p>(3) 非常用格納容器保護設備の構造</p> <p>(i) 原子炉格納容器スプレイ設備</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は, 1次冷却材喪失事故時に原子炉格納容器内の温度及び圧力の減少を図るとともに, 浮遊するよう素等の除去を行う。</p> <p>a. 格納容器スプレイポンプ (ホ(3)(ii) b. (c)他と兼用)</p> <p>台数 2 容量 約940m³/h (1台当たり) 揚程 約170m</p> <p>b. 格納容器スプレイ冷却器 (ホ(3)(ii) b. (c)他と兼用)</p> <p>基数 2</p> <p>c. 燃料取替用水タンク (ホ(3)(ii) a. (a)他と兼用)</p> <p>基数 1 容量 約1,900m³</p> <p>[添付書類八]</p> <p>9. 原子炉格納施設</p> <p>9.2 原子炉格納容器スプレイ設備</p> <p>9.2.1 概要</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は, 格納容器スプレイポンプ, 格納容器スプレイ冷却器, よう素除去薬品タンク, pH調整剤貯蔵タンク, 配管及び弁類で構成し, 1次冷却材喪失事故時には, ヒドラジンを含むほう酸水を原子炉格納容器内にスプレイする。</p> <p>第9.2.1表 原子炉格納容器スプレイ設備の設備仕様</p> <p>(3) よう素除去薬品タンク</p> <table border="1" data-bbox="1567 1121 2059 1331"> <thead> <tr> <th>型式</th> <th>横置円筒型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約2.5m³</td> </tr> <tr> <td>薬品</td> <td>ヒドラジン (約35wt%)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>0.7kg/cm² G</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> </tbody> </table>	型式	横置円筒型	個数	1	容量	約2.5m ³	薬品	ヒドラジン (約35wt%)	最高使用圧力	0.7kg/cm ² G	材料	ステンレス鋼	<p>・本文五号(リ 原子炉格納施設の構造及び設備)において, 機能等の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付資料八(9.2 原子炉格納容器スプレイ設備)において, 薬品の記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。</p>
項目	運転上の制限																	
原子炉格納容器スプレイ系※1	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクのヒドラジン濃度およびヒドラジン溶液量が表57-2に定める制限値内にあること																	
型式	横置円筒型																	
個数	1																	
容量	約2.5m ³																	
薬品	ヒドラジン (約35wt%)																	
最高使用圧力	0.7kg/cm ² G																	
材料	ステンレス鋼																	

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明												
<p>表57-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> <th>確認頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒドラジン濃度</td> <td>35wt%以上</td> <td>定期事業者検査時</td> </tr> <tr> <td><u>ヒドラジン溶液量</u> (有効水量)</td> <td>1.6m³以上</td> <td>モード1, 2, 3および4において6ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値	確認頻度	ヒドラジン濃度	35wt%以上	定期事業者検査時	<u>ヒドラジン溶液量</u> (有効水量)	1.6m ³ 以上	モード1, 2, 3および4において6ヶ月に1回	(前頁から続く)				
項目	制限値	確認頻度												
ヒドラジン濃度	35wt%以上	定期事業者検査時												
<u>ヒドラジン溶液量</u> (有効水量)	1.6m ³ 以上	モード1, 2, 3および4において6ヶ月に1回												
<p>表57-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が170m以上、容量が940m³/h以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が170m以上、容量が940m ³ /h以上であることを確認する										
項目	確認事項													
格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が170m以上、容量が940m ³ /h以上であることを確認する													
<p>表57-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. よう素除去薬品タンクの<u>ヒドラジン濃度</u>または<u>ヒドラジン溶液量</u>が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直長は、制限値内に回復させる。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. よう素除去薬品タンクの <u>ヒドラジン濃度</u> または <u>ヒドラジン溶液量</u> が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は、制限値内に回復させる。	72時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間		
条件	要求される措置	完了時間												
A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回												
B. よう素除去薬品タンクの <u>ヒドラジン濃度</u> または <u>ヒドラジン溶液量</u> が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は、制限値内に回復させる。	72時間												
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。 および C.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間												

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明													
<p>（補助給水タンク） 第65条 モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において，補助給水タンクは表65-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 補助給水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 当直長は，モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において，1日に1回，補助給水タンクの水量を確認する。 3 当直長は，補助給水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表65-2の措置を講じる。</p> <p>表65-1</p> <table border="1" data-bbox="201 621 1389 699"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助給水タンク水量（有効水量）※1</td> <td>610m³以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：補助給水タンク水量（有効水量）が運転上の制限を逸脱した場合は，第84条（表84-14）の運転上の制限も確認する。</p> <p>表65-2</p> <table border="1" data-bbox="201 984 1389 1457"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 補助給水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直長は，代替水源である2次系純水タンク等の水量が補助給水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直長は，補助給水タンクの水量の運転上の制限を満足させる。</td> <td>4時間 その後の12時間に1回 7日</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は，モード3にする。 および B.2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	補助給水タンク水量（有効水量）※1	610m ³ 以上であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 補助給水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，代替水源である2次系純水タンク等の水量が補助給水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直長は，補助給水タンクの水量の運転上の制限を満足させる。	4時間 その後の12時間に1回 7日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。 および B.2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	12時間 36時間	<p>[本文五号] ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備 (2) 二次冷却設備 (ii) 主要な機器の個数及び構造 i. 補助給水タンク (「二次冷却設備」，「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」，「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備」，「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」，「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備」，「原子炉格納容器内の冷却等のための設備」，「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」，「原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備」，「重大事故等の収束に必要な水の供給設備」及び「緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備」と兼用) 基数 1 容量 約740m³</p> <p>[添付書類八] 5. 原子炉冷却系統施設 5.12 給水処理設備 5.12.1 概要 (2) 補給水系統 補給水系統は1次系純水タンク，2次系純水タンク，補助給水タンク等で構成する。補助給水タンクへの補給水は2次系純水タンクより供給する。 5.12.4 主要設備 (9) 補助給水タンク 2次系純水タンクからの純水を貯留し，通常の給水系統の機能が失われた場合でも1次冷却系の余熱を除去するのに十分な冷却水を供給するために必要な容量として約740m³のものを1基設置する。</p>	<p>・本文五号（ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備）において，設備の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付資料八（5.12 給水処理設備）において，設備の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。</p>
項目	運転上の制限														
補助給水タンク水量（有効水量）※1	610m ³ 以上であること														
条件	要求される措置	完了時間													
A. 補助給水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，代替水源である2次系純水タンク等の水量が補助給水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直長は，補助給水タンクの水量の運転上の制限を満足させる。	4時間 その後の12時間に1回 7日													
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。 および B.2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	12時間 36時間													

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明																						
<p>（非常用直流電源－モード1，2，3および4－）</p> <p>第76条 モード1，2，3および4において，非常用直流電源（蓄電池（非常用）および充電器）は，表76－1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は，定期事業者検査時に，非常用直流電源の健全性を確認する。</p> <p>(2) 当直長は，モード1，2，3および4において，1週間に1回，浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V以上であることを確認する。</p> <p>3 当直長は，非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表76－2の措置を講じる。</p> <p>表76－1</p> <table border="1" data-bbox="201 655 1389 768"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源</td> <td>2系統（蓄電池（非常用）^{※1}および充電器^{※2}）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：蓄電池（非常用）が動作不能時は，第84条（表84－15）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：充電器とは，充電器または後備充電器のいずれかをいい，両方が機能喪失となって動作不能とみなす。（以下，本条において同じ。）</p> <p>表76－2</p> <table border="1" data-bbox="201 949 1389 1386"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用直流電源1系統の蓄電池（非常用）または充電器が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用直流電源1系統の蓄電池（非常用）および充電器が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直長は，モード3にする。 および C.2 当直長は，モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用直流電源	2系統（蓄電池（非常用） ^{※1} および充電器 ^{※2} ）が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 非常用直流電源1系統の蓄電池（非常用）または充電器が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	10日 速やかに	B. 非常用直流電源1系統の蓄電池（非常用）および充電器が動作不能である場合	B.1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード3にする。 および C.2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間	<p>[本文五号]</p> <p>ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(2)非常用電源設備の構造</p> <p>(iii)蓄電池</p> <p>a. 蓄電池（非常用）（「蓄電池」及び「代替電源設備」と兼用）</p> <table border="1" data-bbox="1507 407 2050 512"> <thead> <tr> <th>型式</th> <th>鉛蓄電池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約1,600A・h（1組当たり）</td> </tr> </tbody> </table> <p>[添付書類八]</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.1 非常用電源設備</p> <p>10.1.3 主要設備の仕様</p> <p>10.1.3.4 直流電源設備</p> <p>非常用の直流電源設備は，第10.1.3 図に示すように，2組のそれぞれ独立した蓄電池，充電器，直流コントロールセンタ等で構成し，いずれの1組が故障しても残りの系統でプラントの安全性を確保する。また，これらは，多重性及び独立性を確保することにより，共通要因により同時に機能が喪失することのない設計とする。直流母線は125Vであり，非常用2組の電源の負荷は，工学的安全施設等の継電器，開閉器，電磁弁，計装用インバータ盤（無停電電源装置）等である。</p> <p>蓄電池（非常用）は蓄電池A及び蓄電池Bの2組で構成し，据置型蓄電池で独立したものであり，非常用低圧母線に接続された充電器で浮動充電する。</p> <p>また，蓄電池（非常用）の容量は1組あたり1,600A・hであり，発電用原子炉を安全に停止し，かつ，発電用原子炉の停止後に炉心を一定時間冷却するための設備が動作するとともに原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう，これらの動作に必要な容量を有している。</p> <p>この容量は，例えば，発電用原子炉が停止した際に遮断器の開放動作を行うメタルクラッド開閉装置等（約60A），発電用原子炉停止後の炉心冷却のためのタービン動補助給水ポンプ起動盤（約60A），発電用原子炉の停止，冷却，原子炉格納容器の健全性を確認できる計器に電源供給を行う計装用インバータ盤（約230A）及びその他制御盤の待機電力等（約170A）の負荷へ電源供給を行った場合においても，全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの約40分間に対し，1時間以上電源供給が可能な容量である。</p>	型式	鉛蓄電池	組数	2	容量	約1,600A・h（1組当たり）	<p>・本文五号（ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備）において，設備の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>・添付資料八（10.1 非常用電源設備）において，設備の記載があり，保安規定記載はこれに整合している。</p>
項目	運転上の制限																							
非常用直流電源	2系統（蓄電池（非常用） ^{※1} および充電器 ^{※2} ）が動作可能であること																							
条件	要求される措置	完了時間																						
A. 非常用直流電源1系統の蓄電池（非常用）または充電器が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	10日 速やかに																						
B. 非常用直流電源1系統の蓄電池（非常用）および充電器が動作不能である場合	B.1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2時間																						
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード3にする。 および C.2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間																						
型式	鉛蓄電池																							
組数	2																							
容量	約1,600A・h（1組当たり）																							

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（3号炉）	設置許可との整合性説明														
<p>（非常用直流電源 –モード5，6および照射済燃料移動中–）</p> <p>第77条 モード5，6および照射済燃料移動中において，非常用直流電源（蓄電池（非常用）および充電器）は，表77-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は，モード5，6および照射済燃料移動中において，1週間に1回，浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V以上であることを確認する。</p> <p>3 当直長は，非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表77-2の措置を講じるとともに，安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。</p> <p>表77-1</p> <table border="1" data-bbox="195 655 1386 768"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源</td> <td>所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統（蓄電池（非常用）^{※1}および充電器^{※2}）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：蓄電池（非常用）が動作不能時は，第84条（表84-15）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：充電器とは，充電器または後備充電器のいずれかをいい，両方が機能喪失となって動作不能とみなす。（以下，本条において同じ。）</p> <p>表77-2</p> <table border="1" data-bbox="195 949 1386 1276"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A. 所要の非常用直流電源の蓄電池（非常用）または充電器が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する^{※3}。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>および A.2 当直長は，1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>および A.3 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項目	運転上の制限	非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統（蓄電池（非常用） ^{※1} および充電器 ^{※2} ）が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の非常用直流電源の蓄電池（非常用）または充電器が動作不能である場合	A.1 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	および A.2 当直長は，1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに	および A.3 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>第76条（非常用直流電源 –モード1，2，3および4–）に同じ。</p>	<p>第76条（非常用直流電源 –モード1，2，3および4–）に同じ。</p>
項目	運転上の制限															
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統（蓄電池（非常用） ^{※1} および充電器 ^{※2} ）が動作可能であること															
条件	要求される措置	完了時間														
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池（非常用）または充電器が動作不能である場合	A.1 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに														
	および A.2 当直長は，1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに														
	および A.3 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに														

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編廃止措置段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編 (2号炉に係る保安措置)			-	
第1章 総 則				
第201条	目 的	-	○※	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第202条	基本方針	○ (本文十一号)	-	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、設置許可本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。
第202条の2	関係法令および保安規定の遵守	○ (本文十一号)	-	社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、設置許可本文十一号(5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)に規定しており、保安規定記載は、これに整合している。
第2章 品質保証				
第203条	品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	-	設置許可本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安管理体制				
第1節 組織および職務				
第204条	保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八(13.2 保安管理体制)に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号(5.5 責任, 権限及びコミュニケーション)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第205条	保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五, 八)	○※	※当直長の定義の明確化 設置許可添付書類五, 添付書類八(13.2 保安管理体制)に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号(5.5 責任, 権限及びコミュニケーション, 8.2.4 機器等の検査等)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載, 使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第2節 原子力発電安全委員会および伊方発電所安全運営委員会				
第206条	原子力発電安全委員会	○ (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八(13.2 保安管理体制)に原子力発電安全委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第207条	伊方発電所安全運営委員会	○ (添付書類五, 八)	-	設置許可添付書類五, 添付書類八(13.2 保安管理体制)に伊方発電所安全運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 廃止措置主任者				
第208条	廃止措置主任者の選任	-	-	設置許可に記載はなく、保安規定記載に齟齬はない。
第209条	廃止措置主任者の職務等	-	-	設置許可に記載はなく、保安規定記載に齟齬はない。
第4章 廃止措置管理				
第1節 通 則				
第211条	構成および定義	-	○※	※「原子炉施設」の定義に2号炉を追加 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編廃止措置段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第212条	運転員の確保	○ (添付書類八)	○	※1,2号炉の運転員を確保する期間及び常時中央制御室に確保する期間の記載について、照射済燃料を移動していない期間も運転員を確保している現状の運用を踏まえ3号炉の記載に合わせる。1,2号炉の運転員は、プラント監視が主要業務となり、燃料が十分に冷却され事故時等にも至急の運転操作は必要ないことから、常時中央制御室に確保する1,2号炉の運転員の人数を1名とし職位の限定はしない。 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十七条により1,2号炉の当直長に運転責任者資格保有者を要求しない。 設置許可添付書類八(13.3 運転管理)に原子炉施設の運転に習熟した者の確保に関する記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第212条の2	運転管理業務	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(13.3 運転管理)に運転管理業務について記載されている。保安規定の遵守及び運転手順書の整備等記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。
第213条	巡視	○ (添付書類八)	○※	※3号炉の当直長が1,2,3号共用設備の巡視点検を実施できるよう記載を追加 設置許可添付書類八(13.3 運転管理)に機器の状態把握を行う旨記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第214条	廃止措置管理に関する内規の作成	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(13.3 運転管理)に機器の状態把握を行う旨記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第215条	引 継	-	○※	※3号炉の当直長が1,2,3号共用設備の巡視点検等の引継を実施できるよう記載を追加。 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第216条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第217条	火災発生時の体制の整備	○ (添付書類八)	○※	※3号炉の当直長が1,2,3号共用設備の巡視を実施できるよう記載を追加。 設置許可添付書類八(13.8 非常時の措置)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第217条の2	地震・火災等発生時の措置	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(13.8 非常時の措置)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第217条の3	内部溢水発生時等の体制の整備	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(13.8 非常時の措置)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第2節 廃止措置管理				
第218条	安全貯蔵措置	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第218条の2	工事の計画および実施	-	○※	※運転段階原子炉に係る記載を変更。 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第218条の3 (第219条～第282条 条文なし)	工事完了の報告	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第3節 施設運用上の基準				
第283条	使用済燃料ピットの水温	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(13.8 非常時の措置)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編廃止措置段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
(第284条～第285条 条文なし)				
第286条	施設運用上の基準の確認	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第287条	施設運用上の基準を満足しない場合	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
(第288条 条文なし)				
第289条	施設運用上の基準に関する記録	—	—	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
(第290条～第292条 条文なし)				
第5章 燃料管理				
第293条	新燃料の運搬	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	—	設置許可本文九号, 添付書類八 (6.7 燃料取扱及び貯蔵設備, 13.4 燃料管理), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第294条	新燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	—	設置許可本文五号, 添付書類八 (6.7 燃料取扱及び貯蔵設備, 13.4 燃料管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
(第295条～第296条 条文なし)				
第297条	使用済燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※2号炉の使用済燃料の貯蔵可能な使用済燃料ピットを追加。 設置許可本文五号, 添付書類八 (6.7 燃料取扱及び貯蔵設備, 13.4 燃料管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第298条	使用済燃料の運搬	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	—	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (6.7 燃料取扱及び貯蔵設備, 13.4 燃料管理), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第6章 放射性廃棄物管理				
第298条の2	放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	—	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (13.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (1.放射線防護に関する基本方針) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 (保安規定では, 第202条 (基本方針) でALARAを記載しているが, 第6章においても追記)
第299条	放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	—	設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (13.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (4.4 固体廃棄物処理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第299条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—	—	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第299条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	—	—	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第299条の4	輸入廃棄物の確認	○ (本文八号)	—	設置許可本文八号に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第300条	放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○※	※放出管理目標値及び試料採取箇所を廃止措置計画申請書記載のとおり変更。 設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (10.3 液体廃棄物処理設備, 13.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (4.3 液体廃棄物処理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編廃止措置段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第301条	放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○※	※放出管理目標値を廃止措置計画申請書記載のとおり変更。 設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (10.2 気体廃棄物処理設備), 添付書類九 (4.2 気体廃棄物処理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第302条	放出管理用計測器の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○※	※放出管理用計測器の数量に2号炉に係る数量を追加。 設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (13.5 放射性廃棄物管理), 添付書類九 (2.7 放射性廃棄物の放出管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第303条	頻度の定義	-	-	
第7章 放射線管理				
第303条の2	放射線管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八 (13.6 放射線管理), 添付書類九 (1. 放射線防護に関する基本方針) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。 (保安規定では, 第2条 (基本方針) でALARA を記載しているが, 第7章においても追記)
第1節 区域管理				
第304条	管理区域の設定・解除	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八 (13.6 放射線管理), 添付書類九 (2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第305条	管理区域内における区域区分	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号, 添付書類九 (2.3.3 管理区域内の区分) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第306条	管理区域内における特別措置	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号, 添付書類九 (2.3.3 管理区域内の区分) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第307条	管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八 (13.6 放射線管理), 添付書類九 (2.3.1 人の出入管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第308条	管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八 (13.6 放射線管理), 添付書類九 (2.3.1 人の出入管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第309条	保全区域	○ (添付書類八, 九)	-	設置許可添付書類八 (13.6 放射線管理), 添付書類九 (2.5 保全区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第310条	周辺監視区域	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八 (13.6 放射線管理), 添付書類九 (2.6 周辺監視区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第2節 被ばく管理				
第311条	放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八 (13.6 放射線管理), 添付書類九 (1. 放射線防護に関する基本方針) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第312条	床・壁等の除染	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号, 添付書類九 (2.3.4 作業管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定				

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編廃止措置段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第313条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八 (13.6 放射線管理), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理, 3.1 空間放射線量等の監視, 3.2 環境試料の放射能監視) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第313条の2	平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号, 添付書類九 (3.1 空間放射線量等の監視, 3.2 環境試料の放射能監視) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第314条	放射線計測器類の管理	○ (本文五号, 九号) (添付書類八, 九)	○※	※放射線監視用計測器のエリアモニタの数量に2号炉に係る数量を追加及び一部不要となる測定場所のエリアモニタの数量を削減した数量に変更。 設置許可本文五号, 九号, 添付書類八 (11.1 放射線管理施設), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理, 2.4 個人管理, 3.1 空間放射線量等の監視) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第4節 物品移動の管理				
第315条	管理区域外等への搬出および運搬	○ (本文九号) (添付書類八, 九)	-	設置許可本文九号, 添付書類八 (13.6 放射線管理), 添付書類九 (2.2 管理区域内の管理) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第316条	発電所外への運搬	-	-	設置許可に記載はないが, 保安規定記載においては, 発電所外への運搬時の行為についての保安規定審査基準改正を反映している。
第5節 協力会社の放射線防護				
第317条	協力会社の放射線防護	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九 (1. 放射線防護に関する基本方針) に記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第6節 その他				
第318条	頻度の定義	-	-	設置許可に記載はなく, 設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第8章 保守管理				
第319条	施設管理計画	○ (本文十一号) (添付書類八)	-	設置許可添付書類八 (13. 運転保守) に, 保守管理について記載されており, 保安規定記載はこれらに整合している。 設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第319条の2	使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	-	設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第319条の3	定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	-	設置許可本文十一号にQMSに係る記載があり, 保安規定記載はこれに整合している。
第9章 非常時の措置				
第320条	原子力防災組織	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八 (13.8 非常時の措置) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第321条	原子力防災要員	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八 (13.8 非常時の措置) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第321条の2	緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八 (13.8 非常時の措置) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第322条	原子力防災資機材等の整備	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八 (13.8 非常時の措置) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。
第323条	通報経路	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八 (13.8 非常時の措置) に基本的な方針の記載があり, 保安規定記載はこれらに整合している。

伊方発電所原子炉施設保安規定 第2編廃止措置段階の発電用原子炉施設編
設置許可記載有無/保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次		設置許可記載有無 (○:有 -:無)	保安規定変更有無 (○:有 -:無)	説明
第324条	原子力防災訓練	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第325条	通 報	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第326条	非常体制の発令	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第327条	応急措置	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第328条	緊急時における活動	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第328条の2	緊急作業従事者の線量管理等	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第329条	非常体制の解除	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(13.8 非常時の措置)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第10章 保安教育				
第330条	所員への保安教育	○ (添付書類五, 八)	○※	※1,2号炉の運転員と3号炉の運転員の配置変更等を適時行えるよう、運転員の教育対象者は1号炉、2号炉及び3号炉の運転員であることを明確化。 設置許可添付書類五, 添付書類八(13.9 保安教育)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第331条	協力会社従業員への保安教育	○ (添付書類五)	—	設置許可添付書類五に保安教育に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第11章 記録および報告				
第332条	記 録	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(13.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第333条	報 告	○ (添付書類八)	—	設置許可添付書類八(13.10 記録及び報告)に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付7	管理区域図	○ (本文九号) (添付書類九)	—	設置許可本文九号, 添付書類九(2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付8	保全区域図	○ (添付書類九)	—	設置許可添付書類九(2.1 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

保安規定条文（変更後）	設置許可記載（2号炉）	設置許可との整合性説明								
<p>（運転員の確保） 第212条 発電課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、1号炉、2号炉または3号炉の原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表212-1に定める人数の者をそろえ、5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表212-1に定める人数のうち、1名は当直長^{※1}とする。</p> <p>3 当直長は、第2項で定める者のうち、表212-2に定める人数の者を常時中央制御室に確保する。</p> <p>※1：当直長は、1号炉および2号炉で兼務を行うことができる。（以下、本条において同じ。）</p> <p>表212-1</p> <table border="1" data-bbox="195 762 1391 879"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉および2号炉の合計人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u></td> <td>3名以上 (当直長を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表212-2</p> <table border="1" data-bbox="195 982 1391 1100"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉および2号炉の合計人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u></td> <td>1名以上</td> </tr> </tbody> </table>		1号炉および2号炉の合計人数	<u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u>	3名以上 (当直長を含む)		1号炉および2号炉の合計人数	<u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u>	1名以上	<p>[添付資料八] 13. 運転保守 (中略)</p> <p>13.3 運転管理 原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行う。</p> <p>また、運転操作は、通常時及び異常時に対応するよう作成された運転手順書に従って行い、シミュレータを活用した教育訓練により徹底を図る。異常時の運転手順書については、安全上重要な機器が故障した場合に適切に対応できるよう具体的なものとする。さらに、関連する運転手順書間のつながりを明確化し、機器の操作時期、順序、条件等の表現を平易なものとする。</p> <p>運転手順書については、国内外の事故、故障等を反映して、充実を図る。</p>	<p>・添付書類八（13.3 保安管理体制）に原子炉施設の運転に習熟した者の確保に関する記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>
	1号炉および2号炉の合計人数									
<u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u>	3名以上 (当直長を含む)									
	1号炉および2号炉の合計人数									
<u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u>	1名以上									

伊方発電所原子炉施設保安規定 補正対応リスト

【凡例】
青字：令和2年3月31日付認可された保安規定または令和2年8月31日付補正申請した保安規定で追加・変更した箇所
赤下線：2号廃止措置を実施するための変更箇所
赤字：今回補正箇所

No.	該当条文	変更前	変更後	補正理由	備考
1	第3条（品質マネジメントシステム計画）	表1 原子炉施設の <u>定期的な評価および</u> 高経年化対策検討要領	表1 原子炉施設の <u>定期的な評価および</u> 高経年化対策検討要領	社内規定名の変更	
2	第5条（保安に関する職務）	20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務ならびに <u>3号炉について有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務</u> を行う。	20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務ならびに 3号炉について有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務 を行う。	「3号炉」記載の削除	令和2年3月31日付認可された保安規定で追加
3	第5条（保安に関する職務）	38 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、 <u>3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、2号炉について電源機能喪失時における原子炉施設の保全のための活動等、</u> 非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。	38 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、 3号炉について有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。	「3号炉」記載の削除	令和2年3月31日付認可された保安規定で追加
4	第7条（伊方発電所安全運営委員会）	2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する内規の制定および改正 (j) 火災発生時、内部溢水発生時（ <u>3号炉</u> ）、火山影響等発生時（ <u>3号炉</u> ）、その他自然災害発生時等（ <u>3号炉</u> ） <u>および有毒ガス発生時（3号炉）</u> の体制の整備に関する事項	2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する内規の制定および改正 (j) 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等 <u>および有毒ガス発生時（3号炉）</u> の体制の整備に関する事項	「3号炉」記載の削除	令和2年3月31日付認可された保安規定で追加

No.	該当条文	変更前	変更後	補正理由	備考
5	第 17 条の 3 の 2 (有毒ガス発生時の体制の整備)	(有毒ガス発生時の体制の整備 (3号炉)) 第 17 条の 3 の 2 <u>3号炉について</u> 、放射線・化学管理課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合 (以下「有毒ガス発生時」という。) における運転員等の防護のための活動 ^{*1} を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象 (降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。	(有毒ガス発生時の体制の整備 (3号炉)) 第 17 条の 3 の 2 3号炉について 、放射線・化学管理課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合 (以下「有毒ガス発生時」という。) における運転員等の防護のための活動 ^{*1} を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象 (降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。	「3号炉」記載の削除	令和 2 年 3 月 31 日付認可された保安規定で追加
6	第 211 条 (構成および定義)	2 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。 (1) 第 4 章において 1 号炉に係る「原子炉施設」とは、廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。	2 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。 (1) 第 4 章において 1 号炉および 2 号炉に係る「原子炉施設」とは、廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。	2 号炉の追加	令和 2 年 8 月 31 日付補正申請した保安規定で追加
7	第 319 条 (保守管理計画)	8. 保全の結果の確認・評価 (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期 ^{*3} までに確認・評価し、記録する。 (2) 組織は、性能維持施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、使用前事業者検査等を実施する。 (3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期 ^{*3} までに確認・評価し、記録する。 ※ 3 : 所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。	8. 保全の結果の確認・評価 (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期 ^{*3} までに確認・評価し、記録する。 (2) 組織は、性能維持施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、使用前事業者検査等を実施する。 (3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期 ^{*3} までに確認・評価し、記録する。 ※ 3 : 所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。	※ 3 の変更箇所がなくなった。	令和 2 年 8 月 31 日付補正申請した保安規定で変更したため、適正化の必要がなくなった。